

環境に配慮したマリンレジャー等の自然フィールド利活用に係る
持続可能で高付加価値な海洋観光の推進に向けた実証事業

実績報告書（抜粋版）

内閣府 沖縄総合事務局 運輸部

令和4年3月

事業概要

業務の目的

沖縄観光においてはマリンレジャーが最重要コンテンツの一つであるが、許容量を超える利用者が訪れることによる環境負荷（サンゴ礁の減少、自然生物への悪影響）やオーバーツーリズムによる地域への負荷（違法駐車、交通渋滞、維持管理コストの増加等）、安全面の問題（事故等の増加、リスクの増大）等の弊害が生じており、持続可能な観点から不十分な部分がある。また、サンゴ保全等の海洋環境は行われているものの、このような取組を体験型の観光コンテンツと結びつけている例はまだ少ない。

一方、比較的消費単価が高く長期滞在が期待される欧米豪等の高所得者層は観光においても環境への配慮等の持続可能性を重視する傾向があり、今後沖縄が真に世界的な海洋リゾートとして発展していくためには、このような客層の評価を高めるため、上記の課題に対応してマリンレジャー等による環境や地域への負荷の抑制や安全性向上を図ること等により、持続可能で高付加価値な海洋観光を推進していく必要がある。

事業概要

- 恩納村真栄田岬を拠点に、マリンレジャーの持続可能で高付加価値な海洋観光の促進に向けて海域利用の一部制限等の実証を行った。

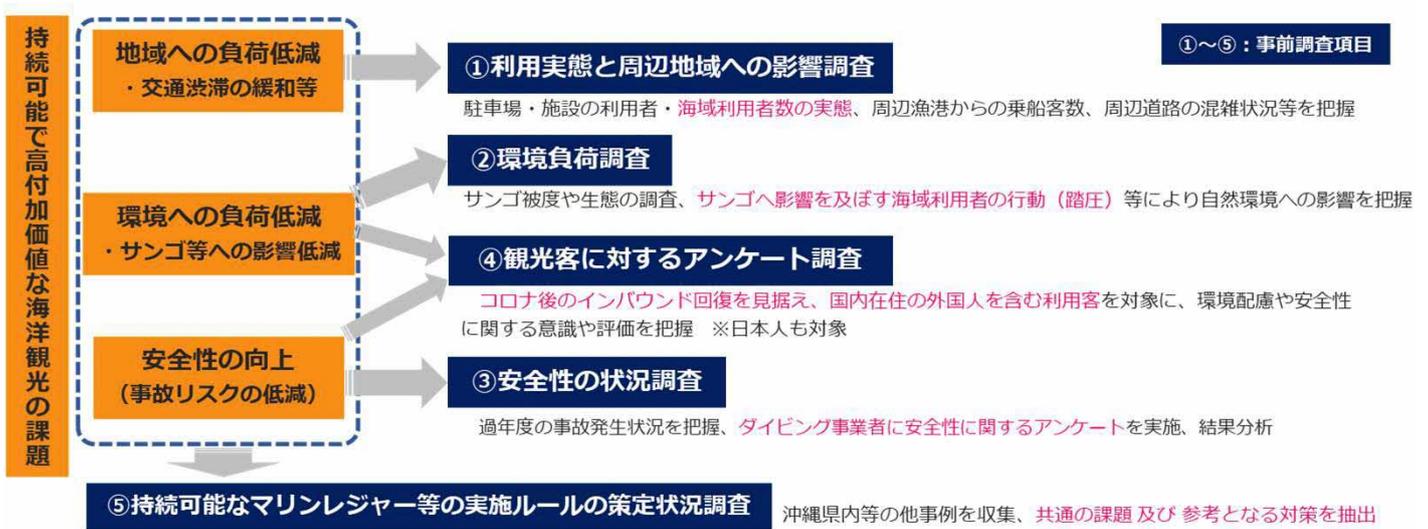
実施内容

1 事前調査	5つの調査を実施。 ①海域利用実態および周辺地域への影響調査 ②環境負荷調査（サンゴ被度） ③安全性に関する調査（ダイビングショップへのアンケート） ④利用者に対するアンケート調査 ⑤持続可能なマリンレジャー等の実施ルールの策定状況調査
2 モデル地域における実証	<ul style="list-style-type: none">Green finsの周知や海域利用の届出制の実施。事業者向けの海域利用ルール（入域制限等）の施行的実施。真栄田岬周辺活性化施設を利用した環境教育および安全性に関する周知徹底
3 協議会・地域部会	協議会：有識者や関係者から真栄田岬の高付加価値化に向けた手法やその考え方について協議。 地域部会：真栄田岬での具体的なルールの検討等について協議。
4 恒常的な仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none">入域制限等（エリア、時間、人数等）を恒常的に行うため、協議会や地域部会等で議論された内容を基に検討する。【組織】【計画】【財源】の観点から検討。

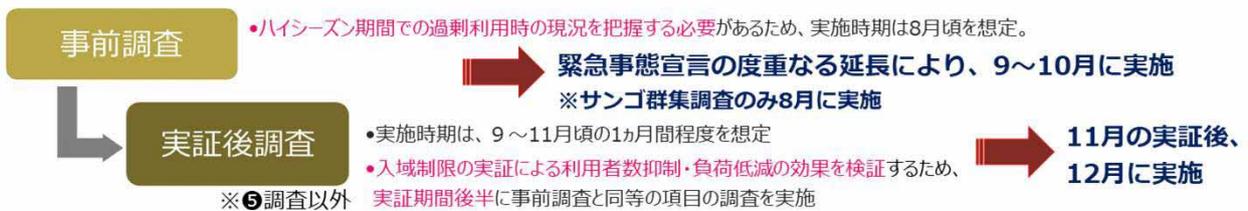
(1) 事前・実証後調査

- 以下の通り5種類の調査を実施した。

真栄田岬の海洋観光における課題と現状把握の調査項目



◆事前調査及び実証実施後調査の実施フロー



(1) 事前・実証後調査 ③安全性の状況調査

【調査実施概要】

- 真栄田岬海域を利用するマリレジャー事業者を対象として、Webアンケート調査を行った。また、安全性に関する有識者および真栄田岬でこれまで発生した水難事故等に関して精通した関係者（恩納村ダイビング協会理事）へのヒアリングを行った。

1) マリレジャー事業者へのWebアンケート

- ・ 回答期間 10/29～11/6
- ・ 回答数34事業所
＞ 恩納村ダイビング協会所属の事業者のほか、同協会を通じて、真栄田岬を主に利用する事業者へもアンケートへの協力依頼を行った。

2) 有識者、ダイビング協会へのヒアリング

- ・ ヒアリング先：
 - ・ 一般財団法人沖縄マリレジャーセーフティビューロー(以下、OMSB)
事務局長、事務局職員、事務局職員
【実施日時】 10/29 10～11時
 - ・ 恩納村ダイビング協会理事 安全対策担当
【実施日時】 11/1 11～12時

アンケート調査対象数の想定事業者数： 60～80以上

正会員Aブロック（26）+賛助会員4（恩納村エリア）> 30

真栄田岬利用事業者のLINEグループ（個人宛への送信）> 30～50以上



- ・ 真栄田岬を利用する事業者のうち、30～40%の事業者より回答を得られた。
- ・ ただし、※34事業者中30事業者（88%）がダイビング協会所属であり、回答者の全体の傾向として、安全性や環境配慮の取り組みに積極的で、相対的にサービスの質が高い事業者が多いことが想定された。

(1) 事前・実証後調査 ③安全性の状況調査

1) マリンレジャー事業者へのWebアンケート調査結果

- 事業者へのWebアンケート調査結果の概要を示す。

【Webアンケート結果 概要】

環境負荷：回答者は環境保全に理解のある事業者が多く、餌付けについて「自然な状態ではないので実施していない」との否定的な意見が6割を占めた。洞窟での環境負荷では、濁りの原因となる着底の禁止ルールを定めた方が良いとの意見があった。

安全性：ガイド1名あたりの引率客数は、海域利用客へのアンケート結果との齟齬(3割の事業者で安全上問題のある多人数)があったため、本アンケートに回答していないモラルの低い事業者の存在が示唆される。

ツアー価格・品質：価格相場は、サービスの品質を維持するためには決して高くないという認識が多い。しかし、価格下落が続いており結果的に高い価格になっている。

【Webアンケート結果 詳細】

属性

- ・主なツアー内容(上位3つを選択)では、1位、2位を体験ダイビングとする事業者が最も多く、次いでスノーケリングであった。ファンダイビングやライセンス講習は3位に留まっていた。その他に、カヤックやSUPをツアー内容とする事業者もみられた。
- ・事業所が村内にあるのが67.6%、村外が32.4%であり、開業後9~10年目および15~21年目の事業者が相対的に多かった。
- ・ハイシーズンの日平均ゲスト数は20名以上が55.9%であり、次いで、5名未満と少人数制の事業者が20.6%であった。
- ・ゲスト1組あたりの滞在時間は2時間~3時間未満が38.2%と最も多く、次いで30分以上1時間未満が26.5%であった。
- ・ハイシーズンに真栄田岬でツアー開催する頻度は、「海象が良ければ毎日」が73.5%と最も多く、次いで、ほとんどいかないが17.6%であった。
- ・乗船および施設の利用割合は、「ほとんどが施設利用」が35.3%と最も多く、次いで「乗船と施設利用が半々くらい」が23.5%、「ほとんど乗船」が20.6%であった。

・真栄田岬を主に利用する事業者は、体験ダイビングやスノーケリングのツアー形態がメインで、ハイシーズンには1日20名以上のゲストを受け入れている。

(1) 事前・実証後調査 ③安全性の状況調査

有識者（沖縄マリンレジャーセーフティビューロー：OMSB）

【ヒアリング項目】	【ヒアリング内容】
<p>高い安全性を認証する制度について (種類と建て付け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全対策優良店（マル優事業者）の認証制度はH6から始まり、県公安委員会が「水上安全条例」などに定める安全対策基準が十分に満たされていると認めた、潜水業、プレジャーボート提供者などの事業者を認証する制度であり、審査を OMSBが行っている。 ・ ブランクダイバーとなっても保険料を払えばずっとインストラクターで居続けられるという問題点があった。そこで、Safety Diving in Okinawa（以下、SDO）は、定期的なレスキュー訓練など安全性スキルの維持・向上を継続していることを認証する仕組み。各協会が実施する講習会をOMSBがチェック。安全性だけでなく、法律を遵守した適正な経営がなされているか、ガイドの質・経験値に関する審査もあり、利用者の「安心」も担保される制度。 ⇒ 今年度の水上安全条例の改正に伴い、マル優認証でも経営上の法令遵守などの確認が必須となり、SDOとの棲み分けが難しい。事業者対象のSDO認証は「マル優」の認証済み、OMSBの賛助会員加入（会費必要）が条件となり、コストが増えたことで認証取得には一定のハードルがあり、普及には課題がある。 ・ 最近は、カヤックやSUPなどとスノーケルをセットにしたツアーも多くなり、水難救助員の資格を持っていない事業者がスノーケルツアーを行うことが問題となっている。そこで、OMSBでは、水難救助員講習を含めた「スノーケルガイド講習」を行っている。
<p>高い安全性を認証する制度の課題、法令上の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証制度だけではなく、法律や条例で縛らないと統制が取れない。ただし、半グレと思われる事業者は、反社と無関係ないことを自己申請して基準をクリアすれば、水上安全条例の登録や、マル優等の認証は取得できる。そのため、警察も取り締まりにくく、摘発までに数ヶ月間の期間を要する。自主ルール等に協力的であるか否かは自由で、「半グレ」とみなすことも差別に繋がるので難しい。そのため、半グレを一律に排除するのではなく、元々は半グレであってもダイビング協会に所属するなどして協力的になってもらえるような動機付けが重要である。 ・ R3.9月の与那原での摘発事例は、半グレ事業者が無許可営業（食品衛生法違反）で未届けで水上バイクでのマリンレジャーの提供し、暴力団にも資金が流れていた可能性があったために水上安全条例違反として初めて立件された。
<p>真栄田岬での安全性に関する制度的な課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薄利多売、コモディティ化の現状では、観光客はどの業者を利用したとしても安全にマリンレジャーができると思っているため、どうしても価格競争になっている。SDO認証など安全性の向上にお金がかかるほど、金銭面により認証を受ける業者は増えていかないことが課題である。 ・ SDO認証をさらに普及していくため、具体的な優遇措置（駐車場利用のプライオリティ）や、認証を受ける経営上のメリット（認証を受けていないと施設の利用制限がある）を示していくことは良い考えである。優遇措置の予算は業界団体だけでは難しいため、県や村等の行政による支援が必要と考えている。 ・ 漁港において露天営業を行って薄利多売を優先する事業者への対応としては、管理者である村がガバナンスを強化する必要がある。

(1) 事前・実証後調査 ③安全性の状況調査

恩納村ダイビング協会 (協会理事 安全対策担当)

【ヒアリング項目】	【ヒアリング内容】
<p>●事故リスクを高める事業者の特性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例等で規定されているガイド1人あたりの人数を超える引率 ・ 安全確保のための技能低下、経験不足 ・ 安全よりも効率性(利益率)を重視した海域利用 例. 洞窟へのショートカットのため干潮時の浅場遊泳 	<p>＜安全性に関する事業者の特性・質の現状＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全性に関するガイドの質 (レスキュー方法、酸素等の事故発生を想定した事前準備) が低下している。 ・ 駐車場内および漁港内で金銭授受して、営業行為を行う事業者は薄利多売型が主体であるため、回転率を重視し、安全性を二の次にしている恐れがある。 <p>＜適正利用を前提とした有効な対応策について＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上および環境配慮上、所定の推奨ルートを設定して継続的に監視を行い、守らない事業者は立ち入り禁止にする。 ・ これらの監視等はダイビング協会の持ち回りとする方法もあるものの、ボランティアでは難しいため、行政の支援により継続的な仕組みづくりの構築が必要。 ⇒ 阿嘉島ニシバマでは、村の財源で監視員を雇っている。ただ、理想としては入域料などで賄うこと(受益者負担)が望ましい。 ・ 安全性向上に資する取り組み(監視員、資機材、人材育成等)の財源確保を自走化するため、例えば「スノーケリング安全マニュアル」のような真栄田岬独自の教材(冊子)を作り、それをもとにしたブリーフィング受講を真栄田岬施設の利用条件に規定することも一案である。このような教材利用は、障害保険への登録とセットにすることも考えられる。 ・ 公平性を保ち入域制限する一案として、ナンバーの偶数または奇数を基準にし、日によりいずれかのナンバーしか入れないというような方法もある(シンガポール等海外で多数の事例あり)。 営業権を販売する。例えば、100万払えば真栄田岬を優先的に使える。ただし、環境保全活動やその報告を義務付けるなど。薄利多売は自転車操業で貯蓄が多くはないため、参入できない。

(1) 事前・実証後調査 ④観光客に対するアンケート調査

<調査実施概要>

- 真栄田岬（施設）を訪れる海域利用客を対象として、Webアンケート調査を行った。また、インバウンドが十分に回復していない個から、国内在住の欧米豪系外国人を対象として、ネットリサーチを行った。

1) 海域利用客へのWebアンケート調査

実施期間： 10/17～12/29（海域オープン日：12/12、15、16、21、29）

回答数： 182名（うち外国人6名）※陸上観光が97名、海域利用は85名
（うち外国人陸上観光2名、海域利用4名）

回答期間： 10/19～12/29

> 海域利用を目的とした回答者のうち、海域オープン日（階段からの利用者）の回答者は、上記の5日間で計19名に留まった。

したがって、サンプル数を確保するために、海域クローズ時の裏真栄田ポイントの利用客も含めて、とりまとめた。

なお、入国制限によりインバウンドが十分に回復していないため、本アンケート結果の分析は、外国人6名を除く日本人のみ(176名)を対象とした。

2) 国内在住の欧米豪系外国人へのネットリサーチ（パネル調査）

対象： アメリカ50名、オーストラリア20名、フランス20名、ドイツ10名

回答期間： 1/21～1/25

回答者の条件： ダイビング・スノーケリングに興味を持っていること

(1) 事前・実証後調査 ④観光客に対するアンケート調査

1) 海域利用客へのWebアンケート調査結果

- 真栄田岬（施設）を訪れ海域利用客へのWebアンケート調査結果の概要を示す。

環境負荷：ダイビングやスノーケリング、洞窟内での行為がサンゴに影響を及ぼすという認識は高かった。**餌付けの印象は、否定的意見も約4割を占めた。**事業者による環境配慮の説明を8割が希望していたものの、**2割では実際にほとんど説明がなかった。**

安全性：ガイド1名あたりの引率客数は、**安全管理上、問題のある引率人数であった回答も3割****安全性****でみられた。**約7割がヒヤリハットはないと回答し、**安全性への不安を感じている傾向は伺****かなかった**（若年層が中心であることが関係？）。

満足度：事業者を求めるものは**サービスの質が最も望まれており、次いで価格の安さや、利用の****満足度****手軽さ**であった。海での滞在時間が増加などツアー料金を値上げしても良いと感じる内容があったものの、その**許容金額では600~1,000円以内と小さかった。**

【Webアンケート結果 詳細】

属性

- ・年代は、**20代が最も多く34%**、次いで50代前半が11.9%、40代後半・30代前半がともに9.7%であった。
- ・県外からの来訪者が76.7%を占め、来訪回数では65.3%が初めての来訪であった。
- ・来訪目的は、秋～冬季で海域が荒れやすいこともあり、陸上観光が54%を占め、次いで**体験ダイビングが21%、スノーケリング（ショップ利用）が13.1%**であり、経験者であるファンダイビング・スノーケル（ショップ利用・セルフ）は少なかった。
- ・ツアーの価格帯は、**3,100~5,000円以内が34.8%と最も多く**、次いで5,100~7,500円以内が22.7%、1,600~3,000円以内が21.2%であった。1万円以上は2割未満に留まる一方、1,500円以内という非常に低価格な回答もみられた。
- ・滞在時間は、30分以上1時間未満が32.4%と最も多く、次いで1時間以上2時間未満が24.4%、2時間以上3時間未満が23.3%であり、**2時間未満の利用が7割を占めた。**
- ・価格を重視しがちな20代の若年層、ダイビング・スノーケル経験のビギナーが多い傾向であった。

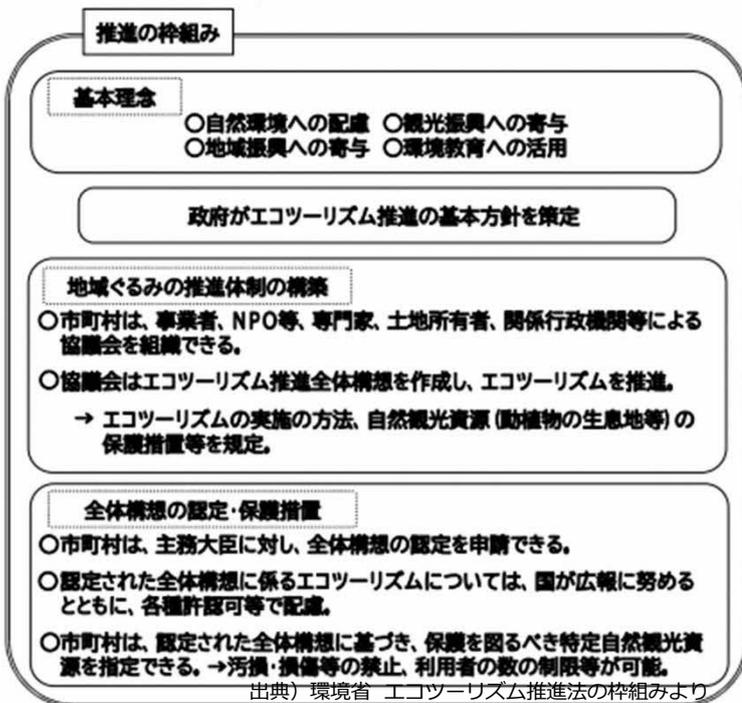
(1) 事前・実証後調査 ⑤持続可能なマリンレジャー等の実施ルールの策定状況調査

⑤持続可能なマリンレジャー等の実施ルールの策定状況調査

- 沖縄県内等の他事例を収集、共通の課題および参考となる施策の把握を行った。

【国内事例 エコツーリズム推進法：慶良間諸島の事例】

- 平成20年4月1日に施行された制度。地域の自然環境の保全に配慮しつつ、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を図る法律となる。



- 地域主体となったエコツーリズム推進協議会の体制構築が必要となる。
- その協議会は、エコツーリズム推進全体構想を作成し推進する。
- エコツーリズムの実施方法、自然観光資源（動植物の生息地等）の保護措置等を規定。
- 全体構想が主務大臣に認定された際に、全体構想に基づき特定自然観光資源を指定することが可能となる。
- 30万円以下の罰則規定も条文に明記されている。

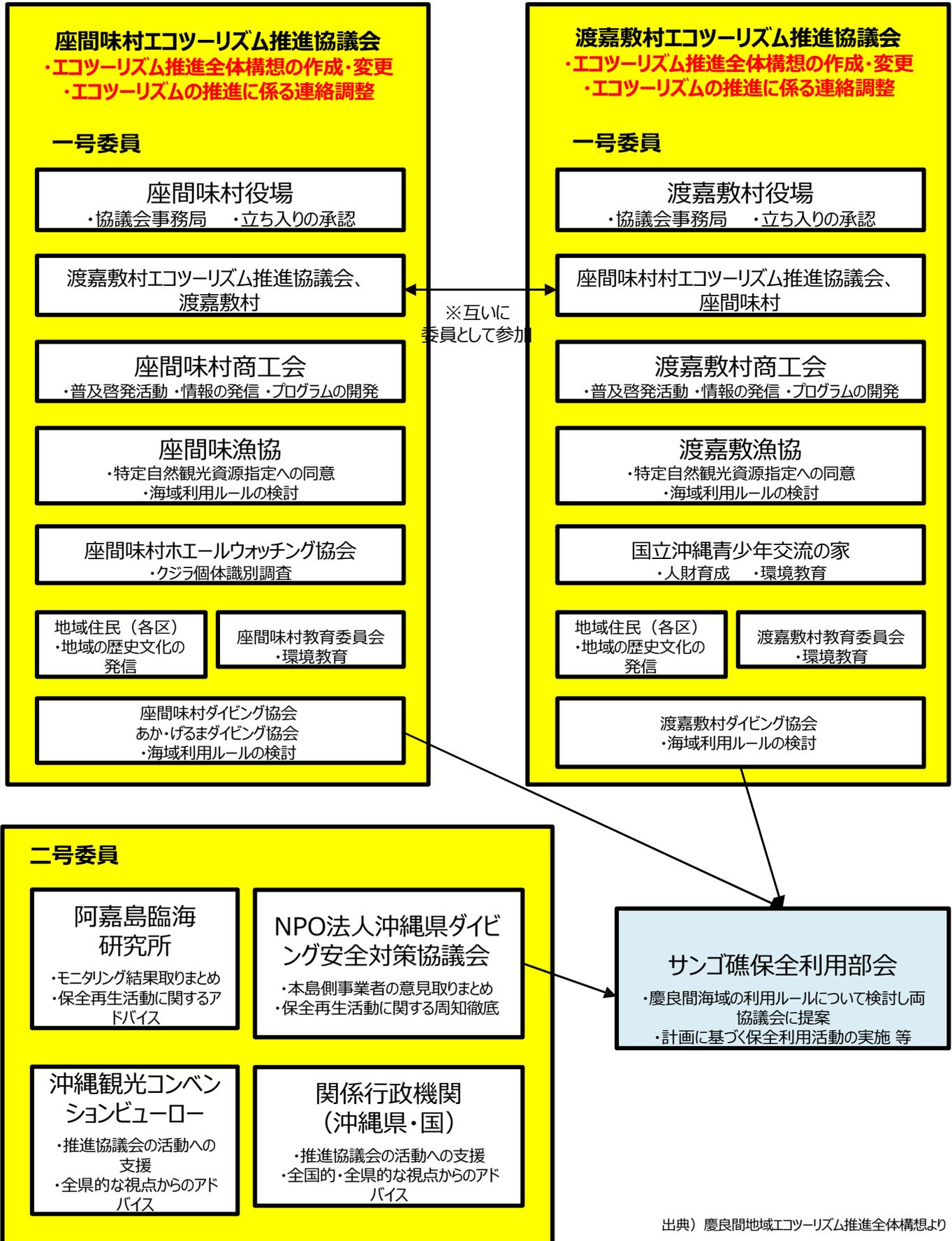
- 以下は慶良間諸島で策定されたエコツーリズム推進全体構想の内容となる。（一部抜粋）

項目	内容
全体構想の目的	自然環境の保全や再生、自然環境の適正な利用を行うとともに、地域の生活や経済を維持し発展させるものと位置づけする。また、楽しい環境学習の機会提供により、地域の自然環境のことを考え行動する人材の育成にも貢献する。
エコツーリズムを推進する地域	渡嘉敷村と座間味村は生活文化が共通しているほか、両村ともスキューバダイビング等の海域を利用した観光が主要産業であり、慶良間地域の海域を共有している。
主たる自然観光資源	<ul style="list-style-type: none"> ● 「慶良間のサンゴ礁」などの動植物の生息地・生育地 ● 「阿波連ビーチ」「阿真ビーチ」等
ルール	慶良間地域エコツーリズムガイドラインを策定し、訪問客、住民、事業者向けにそれぞれのルールを設定
特定自然観光資源の指定	<ul style="list-style-type: none"> ● サンゴ群集はダイビング等による利用が過剰になると損なわれる恐れがある自然観光資源であるため、サンゴ群集の分布域を特定自然観光資源として渡嘉敷村長及び座間味村長が指定する。 ● サンゴ群集の分布域である推進30m以浅の海域が対象となる。
立入の適正化による利用調整	特定自然観光資源に指定するサンゴ群集等を保全するために、立入人数の適正化を図り、過剰利用を防ぐ事故や災害等の非常時に必要な応急措置を行うために立ち入る場合や、漁業を営むための立入り等については対象外とする。
立入り承認基準	渡嘉敷村長、座間味村長は、特定自然観光資源が適切に保存されるように、立入り承認をする際の基準を設ける。

出典）慶良間地域エコツーリズム推進全体構想より一部抜粋

(1) 事前・実証後調査 ⑤持続可能なマリンレジャー等の実施ルールの策定状況調査

【国内事例 エコツーリズム推進法：慶良間諸島の事例】

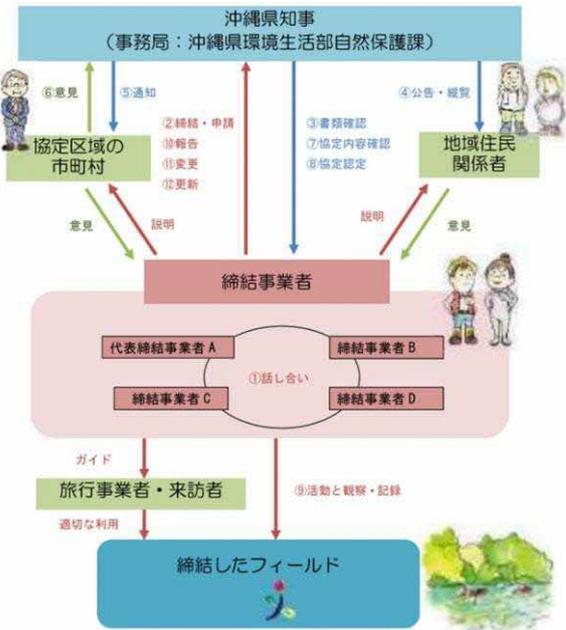


出典) 慶良間地域エコツーリズム推進全体構想より

(1) 事前・実証後調査 ⑤持続可能なマリンレジャー等の実施ルールを策定状況調査

【国内事例 保全利用協定制度：沖縄県全域の事例】

- 沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が実施・運営する制度。主にエコツアーが行われる場所の適切な保全と利用を行うため、エコツアー事業者間で3つの要素を軸に自主的にルールを策定・締結するものとなる。



【3つの要素】

1. 自然環境への配慮

動植物の採取・餌付けの禁止、定期的なモニタリング

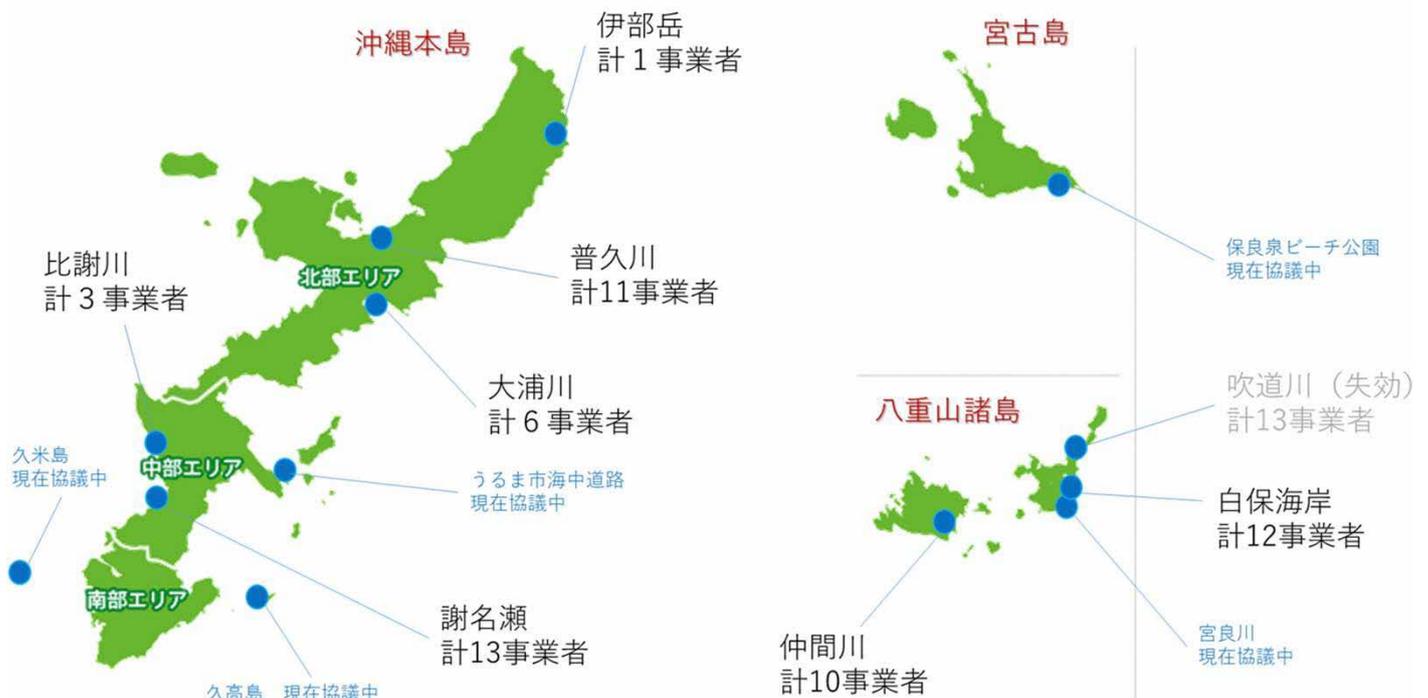
2. 安全管理への配慮

ツアーの人数制限、保険加入

3. 地域への配慮

地域行事への参加、交通/駐車マナー、写真撮影マナー

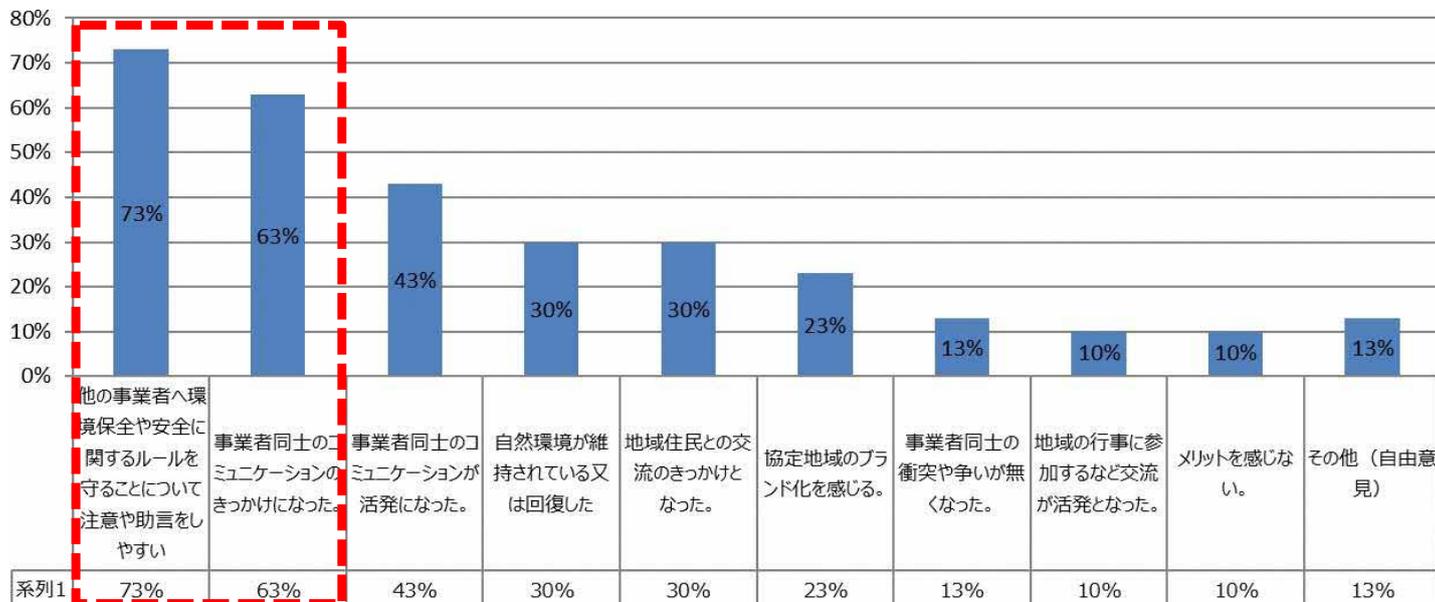
- 現在の締結地域と事業者は以下の通り。
- 7地域56事業者が自主ルールの策定及び管理運用を行っている。



(1) 事前・実証後調査 ⑤持続可能なマリンレジャー等の実施ルールの方定状況調査

【国内事例 保全利用協定制度：沖縄県全域の事例】

- ・ 県知事が認定したルールであるため、他事業者への注意喚起や助言をしやすいたがメリットとして挙げられる。
- ・ また、事業者間の関係性構築にもつなげたとの意見が多い。
- ・ 紳士協定の側面が強い制度となる。



制度導入の検討について（保全利用協定制度：白保地域の事例）

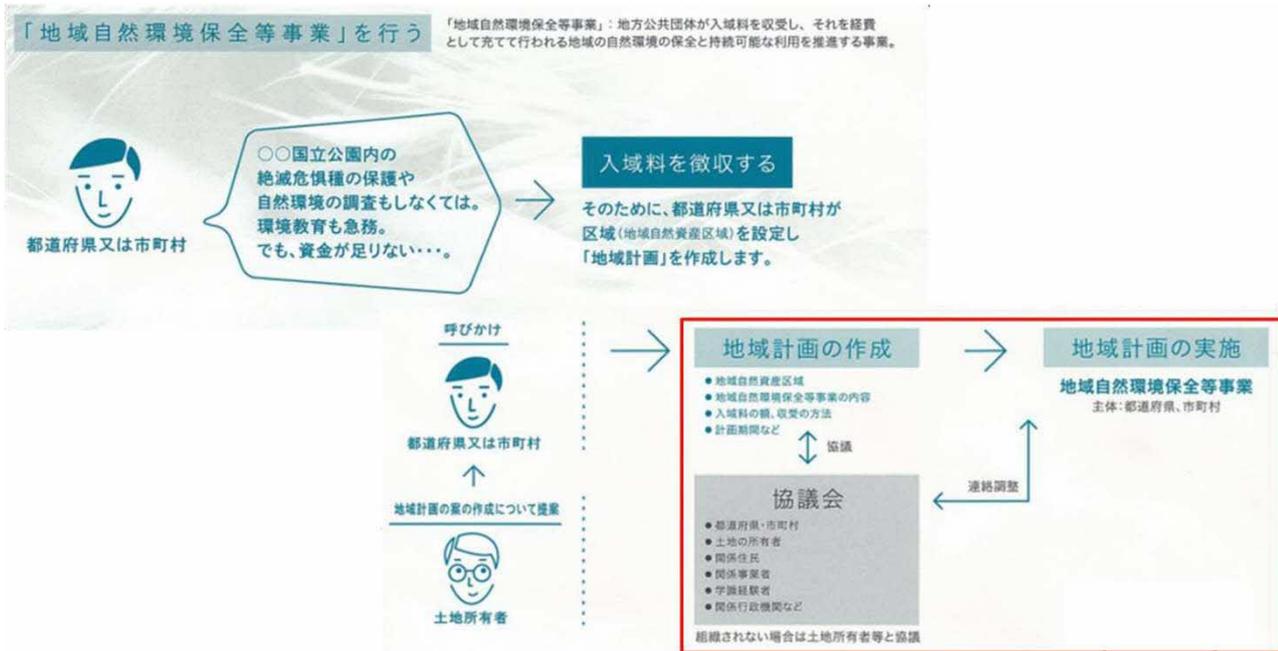
協定区域	西表石垣国立公園白保海域公園及びその周辺陸上部
活動内容	シュノーケリング、カヤック、干潮時の自然観察、伝統漁業体験、海岸及び集落散策
認定日	県知事認定6号（認定日：平成27年8月26日）
締結事業者	特定非営利活動法人夏花
締結事業者数	計12事業者
主な内容	<p>[自然環境への配慮]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フィンキックの際に誤ってサンゴを破損しないように指導する ・ 海ガメの産卵情報を収集し影響がある場所への自動車の乗入れの禁止 ・ 船が4艇以上、遊泳者が50人程度の観光客が入っている場合は、別のポイントに移るなど、ポイントに観光客が集中しないようにする ・ 海域での赤土堆積量調査、サンゴの健康状況調査を実施 <p>[安全管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドと参加者は、適正な人数比で行なうこととする。シュノーケルでは、ガイド1人につき参加者10人を目安とし、カヤックでは、ガイド1人につき参加者4人とする。集落散策や浜歩きなどは、ガイド1人につき参加者20人を目安とする。 <p>[地域への配慮]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白保の小学校、中学校の自然体験や環境学習に積極的に協力し、白保サンゴ礁とサンゴ礁文化の保全、継承を図る ・ 漁業操業への迷惑にならないよう、漁業に配慮した海面利用

出典）沖縄エコツーリズム推進協議会 HPより

(1) 事前・実証後調査 ⑤持続可能なマリンレジャー等の実施ルールの策定状況調査

【国内事例 地域自然資産法：竹富町および富士山の事例】

- 国立公園や名勝地等の地域自然環境を保護を行うために協議会の設立や地域計画の策定を行う。その際、地域自然資産区域に指定された区域内に入る者から収受し、当該計画の財源として取り扱う方法。



出典) 地域自然資産法のあらましより

富士山の事例

- 山梨県と静岡県は、2014年から富士山の登山者を対象に「富士山保全協力金」として一人当たり1,000円の協力をお願いしている。
- そこで得た協力金は、トイレの拡充や安全誘導員の配置などの登山者の安全対策に充てられている。



竹富町の事例

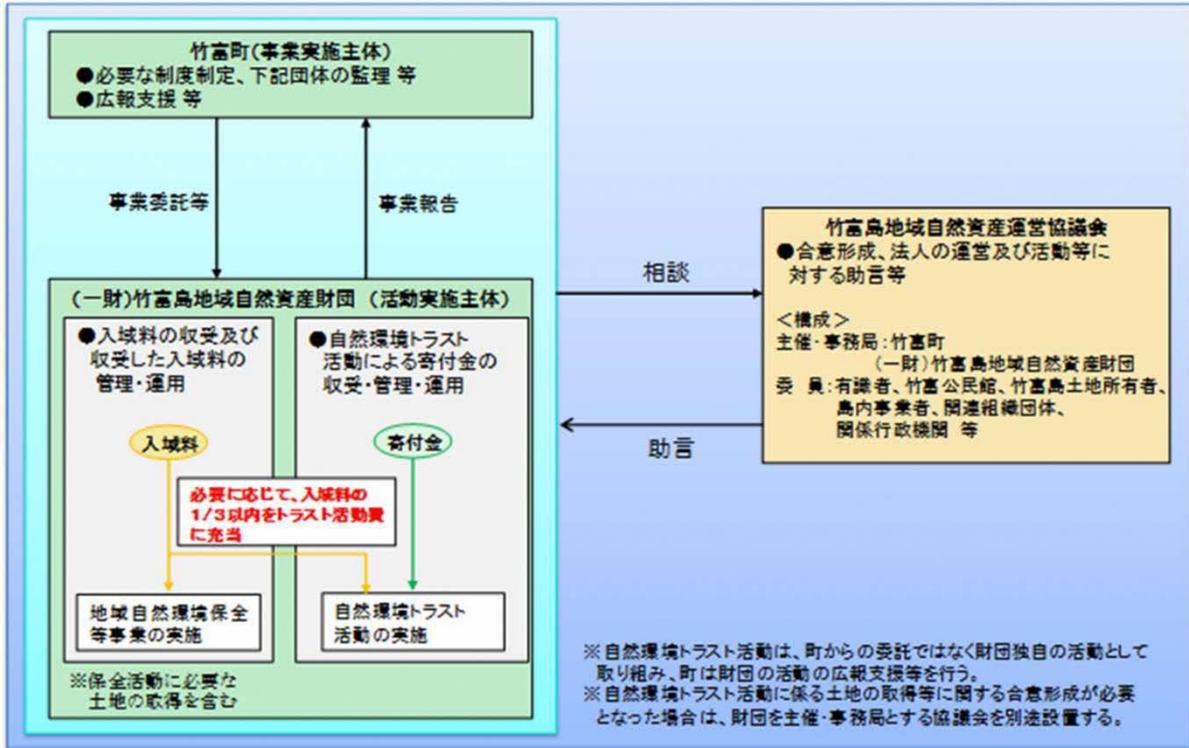
- 竹富町は2019年から環境保全を目的として、竹富島を訪問する方を対象に一人当たり300円の「入域料(入島料)」を徴収している。
- 集められた資金が環境維持のほか、自然を損なう恐れがある開発用地の購入に充てられる。



(1) 事前・実証後調査 ⑤持続可能なマリンレジャー等の実施ルールの策定状況調査

【国内事例 地域自然資産法：竹富町および富士山の事例】

制度導入の検討について（地域自然資産法：竹富町の事例）



出典) 竹富町HPより

制度導入の検討について（地域自然資産法：竹富町地域）

- 以下は竹富町で計画されている事業実施体制及び内容となる。（一部抜粋）

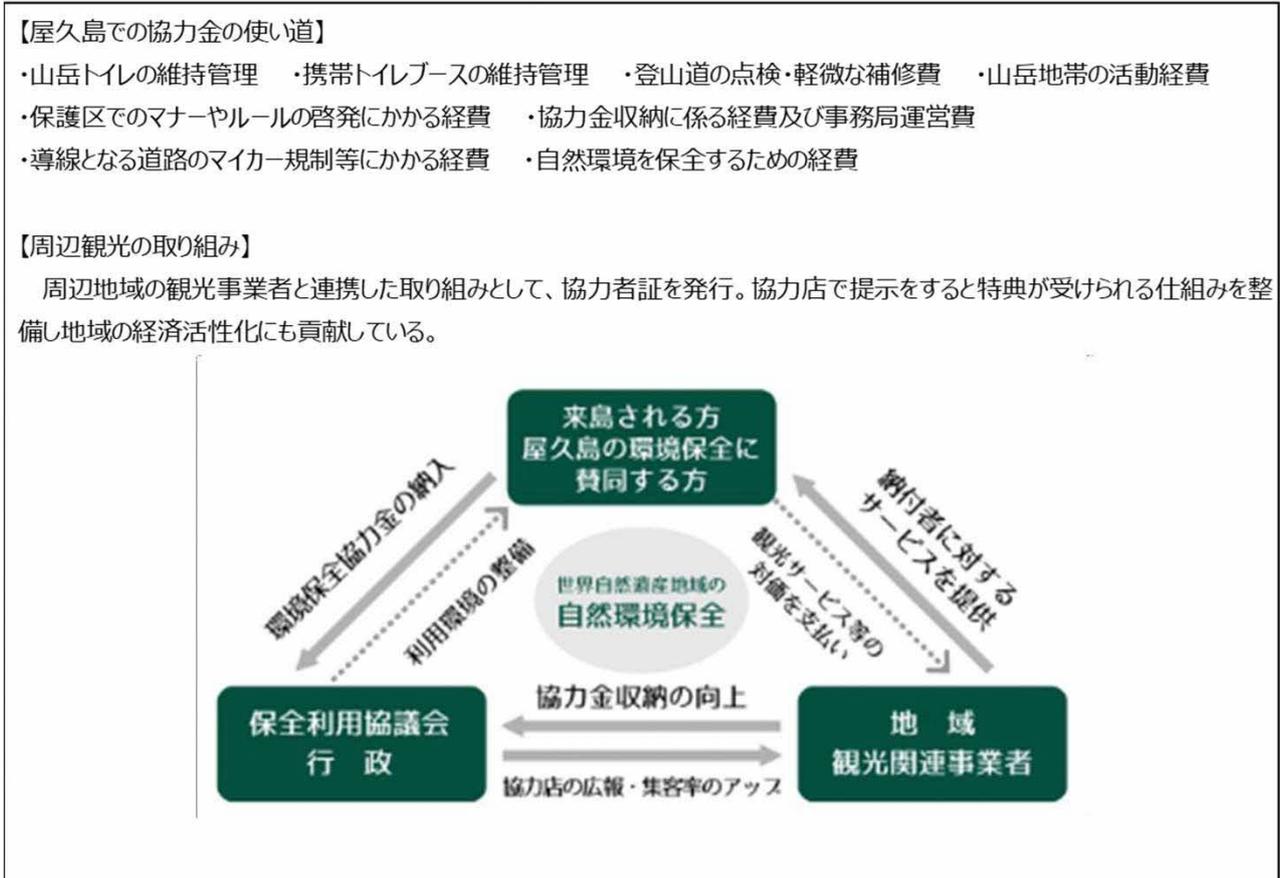
項目	内容	実施者
実施目的	1. 亜熱帯の自然と島民の暮らしが育んだ生態系と農村集落景観を保持・再生すること。 2. 目的1を達成するための調査研究、技術の継承、人材育成を推進するとともに必要な協力体制と財源を確保すること。	—
実施主体	実施主体は、竹富町とし、自然環境保全などに係る活動及び入域料の収受は、竹富町から委託などを受ける（一財）竹富町地域自然資産財団が担う。	—
景観維持・美化	● 海岸、砂浜、白砂道等の水辺の開放と適正な管理に取り組む。 ● 島の自然素材の伝統家屋等の活用 ● 石積み、白砂道等の補修・管理	島民、島外協力者 観光客、協力事業者等
海域再利用	● サンゴ植付・管理 ● 魚垣（ながき）の再生	島民、島外協力者 観光客等
自主利用ルール制定及び実施	● 上記各種事業に係る自主ルールの制定と実施	島民
海域・海岸生態系の調査研究	● 海域 水質、利用料（遊漁、ダイビング利用者数等）と、海藻、サンゴ被度、魚介類の生息状況の関連性等 ● 海岸 海岸地形、海浜粒度組成、利用（入域観光客数等）と植生及び一時から高次消費者の生息状況、及びそれらの関連性等	島民、 島外協力専門機関

(1) 事前・実証後調査 ⑤持続可能なマリンレジャー等の実施ルールの方策状況調査

【国内事例 環境協力金：屋久島の事例】

制度の導入検討について（環境協力金・キャリングキャパシティ）

- 以下は、屋久島の環境協力金創設に関する内容となる。



【国内事例 キャリングキャパシティの設定：小笠原諸島の事例】

- 以下は、キャリングキャパシティの設置に関する内容となる。
- 国内での事例については、東京都と小笠原村が自然環境保全地域の適正な利用に関する協定とルールに関する協定を締結している。
- この取り組みについては、島への上陸はガイド同行が必須となっており、自然環境への影響を考慮した内容となっている。ただし、法的拘束力はなく、その責務については、関係町村と連携し、自然の保護及び適正な利用の総合的かつ計画的な施策の推進に努めるものとするとしている。
- さらに、利用者に対して自然環境保全促進地域の利用について必要な事項を指導、または勧告することができることを定め、地域一体となって注意喚起を行う土壌形成にもつながっている。

名称	南島	母島石門一帯
利用経路	利用経路以外は立ち入り禁止	利用経路以外は立ち入り禁止
最大利用時間	2時間	設定なし
最大利用者数（/日）	100人（上陸1回当たり15人）	50人（1回当たり5人）
制限事項	年3か月間の入島禁止期間の設定	鍾乳洞は立ち入り禁止
人数制限（ガイド1名）	15人	5人

出典：適正な利用のルール等に関する協定書（東京都）

(1) 事前・実証後調査 ⑤持続可能なマリンレジャー等の実施ルールの策定状況調査

【海外事例 エリアマネジメント：ハナウマ湾（ハワイ）の事例】

ハナウマ湾における観光地マネジメントの事例

- ハナウマ湾の概要は以下の通り。

- オアフ島南東部に位置するハワイでも人気スポットであり、スノーケルと海水浴が主な利用形態となる。
- ハワイ州政府、ホノルル市、ハワイ大学が連携して管理を行っており、定期的な水質調査の実施や自然保護プログラムなどの策定も行っている。
- 1967年に海洋保護区に設定されたが、80年代頃をピークに過剰利用の状態となり、生態系へのダメージや利用体験の質の低下が懸念され始めた。
- 1990年にハナウマ湾マネジメントプランを策定し、適正利用の取り組みを開始。
 - 駐車場（300台）による総利用者数の規制
 - 週1回の休湾日を火曜日に設定
 - 入湾料として、一人当たり\$7.50を徴収。ただし、12歳以下の子どもと州の住民は免除
 - 餌付けの禁止、禁煙および禁酒
 - ビデオプログラムによる事前学習（湾の生態系および利用ルール）
 - 地元ボランティアガイドによるガイドの実施

出典：海外先進地視察等委託事業 実施報告書より（座間味村）

- ハナウマ湾の許可制度に関する内容は以下の通り。

【許可制度創設の背景】

- 王族の保養場所として使用されていた場所であることから、歴史的価値、自然環境、景観などが観光客を呼び込むこととなる。
- 観光客が増えたことや、地元民の釣り等の乱獲がおきるなど、無秩序な利用が起きていた。
- それらの現状を鑑み、1967年から自然破壊を抑制するために州政府、ホノルル市、ハワイ大学と連携し規制が始まる。
- ただ、スキューバダイビング事業者との取組連携はなく、ホノルル市公園レクリエーション課へ営業許可を申請し、許可を受けた事業者が利用できる。

【許可制度の概要】

- 許認可制度で、一定の基準（保険、インストラクターの指導レベル、納税証明）を満たした事業者のみ商業利用が可能。
- ツアーオペレーターに対する年間許可件数は6社で毎年抽選で決定される。そのほか、月間の許認可が5社、日ごとの許認可（数社）が設けられている。
- 許可を受けた事業者は1日に複数回のツアーが実施できる。
- この許可制度は、商業目的のダイビング事業者である。傾向として、老舗の事業者の方が認可の優先度が高く、新規参入の事業者にはハードルが高く設定されている。
- 許認可に係る費用は1年で900ドル（1か月75ドル）、4日間で40ドルをホノルル市公園レクリエーション課に支払う。

(1) 事前・実証後調査 ⑤持続可能なマリンレジャー等の実施ルールの策定状況調査

【海外事例 エリアマネジメント：ハナウマ湾（ハワイ）の事例】

- ハナウマ湾のマネジメントに関する内容は以下の通り。

【自然保護区（ビジターセンター）の運営】

- 収入は入場料、売店の販売収入、トラムの乗車料、駐車料金となる。
- ホノルル市や政府からの予算は充当されておらず、上記の収入で運営を賄っている。
- 自然保護区への入域については、窓口にてチェックインを行うこととなり、人数の確認と許可証の確認を行う。新型コロナウィルス感染拡大前の1日の利用者数は2,500名～3,000名ほどとなる。
- ビジターセンターでは、ハナウマ湾の歴史や環境保全、安全管理について紹介したブリーフィングビデオを試聴する導線となっている。

【その他特記事項】

- ハナウマ湾において、最も事故が多いのはスノーケルである（年間5件ほど）。そのためライフガードが8名常駐しているものの、ピーク時には人員が不足している状況が続いていた。

【取組効果】

- 人数管理や休湾日を設けたことで、海域の自然環境保護がうまく進んでいる。
- また、営業許可制度の導入により、事業者の乱立を抑制することができている。また、申請をするにあたり、一定の基準を満たしていることや老舗事業者が守られる構図となっていることから、価格競争が生じにくい環境がある。
- ブリーフィングビデオの視聴は、一般利用者に対するリスペクトを醸成する機会となっており、環境配慮および安全管理の意識醸成に繋がっている。

2. モデル地域における実証 ①持続可能なマリンレジャー等の実施ルール普及方法

モデル地域での実証を1か月間実施した。

- 持続可能なマリンレジャー等の実施ルール普及や入域制限の実施等を行った。

実証事業の実施概要

1. 実施期間 2021年11月8日（月）～12月6日（月）
2. 実施エリア 恩納村真栄田区及び山田区
真栄田岬公園及び青の洞窟（海域）
3. 実施内容
 - ①環境負荷軽減及び安全性確保に向けた入域制限（エリア・人数制限等）
 - ②届出制による利用者登録（対象：事業利用、一般利用）
 - ③事業者向けの真栄田岬周辺活性化施設利用ルールの徹底
 - ④恩納村『サンゴの村宣言』に則した、利用者への事前教育の実施（Green Fins（グリーン・フィンズ）行動規範の周知等）
4. 実施体制

全体統括：JTB沖縄
実施補助：沖縄県環境科学センター

 - ・入域制限の取組：JTB沖縄 真栄田岬管理事務所
 - ・届出制の実施：JTB沖縄 恩納村ダイビング協会 管理事務所
 - ・事業者向けの利用ルールの徹底：JTB沖縄 恩納村ダイビング協会 真栄田岬管理事務所
 - ・利用者への事前教育：恩納村ダイビング協会

【事前準備】実証の周知について

- 真栄田岬の施設、実証周知に関するパネルを掲出した。（B1サイズ）
- 配置したスタッフからの声掛けを行い、現場での認知を高めた。

真栄田岬 周辺活性化施設利用ルール

真栄田岬をご利用なさる場合は、以下のルールに沿ってご利用ください。ご協力宜しくお願い致します。

	海域	陸域
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ●サンゴ類や魚介類等の海洋生物を採ったり、傷つけたりしないこと。 ●ウミガメの産卵を妨げる行為はしないこと。 ●入域制限がかかるAゾーンには立ち入らないこと。 ●Green Finsに記載されている事項を遵守すること。 ●フリーフィンク時には、自然環境保全に関する説明を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ、たばこの吸い殻等のポイ捨てはしないこと。また持ち帰ること。 ●ごみを見かけた場合は率先して拾うこと。 ●動植物の採取は行わないこと。
地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●もり、水中銃等の所持や使用をしないこと。 ●海岸にシーカヤック等を係留（保管）しないこと。 ●真栄田旧漁港内のスロープを営業目的で使わないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ●海岸側道路を車両で通る際は徐行し、路上駐車をしないこと。 ●真栄田区での車両走行を極力自重すること。 ●ごみ、たばこの吸い殻等のポイ捨てはしないこと。 ●露出が多い服装や水着などでの散策は控えること。 ●私有地に機材やタンクを放置しないこと。 ●真栄田岬駐車場での金銭収受やその他営業行為はしないこと。
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ●1ガイドあたりの案内人数を適正に管理すること。 ●安全性に関する事前説明を適切に行うこと。 ●真栄田岬への同時海域利用者数は最大200名程度とする。 ●真栄田岬を利用する方は、管理事務所にて届出を提出すること。（メールでの提出も可） 	<ul style="list-style-type: none"> ●港の利用について、漁業専用車両への配慮を行うこと。

2. モデル地域における実証 ①持続可能なマリンレジャー等の実施ルール普及方法

- 実証周知に関するパネル（B1サイズ）

実証周知の掲出

実証実験を行います。
(実施期間：11月8日～12月6日)

①エリア制限

階段下のAゾーン（チェーン左側）の入域を制限します。



②時間制限

1人当たり100分

※階段通過時からカウントします。
※船舶はブイへの係留時からカウントします。

③人数制限

上限200名（同時利用者数）

※混雑状況によってはスタッフから入域をお待ちいただくようお声掛けする場合がございます。
※1日の利用上限数ではありません。

④利用登録（利用届の提出）

真栄田岬（青の洞窟）をご利用の方は、「利用届」をご提出いただく必要がございます。届出の流れは以下をご確認ください。

【届出の流れ】

真栄田岬管理事務所公式HPから「利用届」をダウンロードいただき、必要事項を記入の上、**利用前日までに指定メールアドレスに送付**ください。

何らかの理由で利用前日までに送付ができなかった場合は、利用当日に管理事務所にて届出を記入し、ご提出いただくか、以下「問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛に送付ください。

⑤環境保護・安全講習について

届出の有無について確認する際、環境保護等の観点からご遠慮いただきたい行為についてご説明いたします。

あわせて、安全にスノーケル等を楽しんでいただくためにも、簡単な安全講習を実施します。

また、海に入る際は別掲の『海洋環境に優しい利用について』を必ずご覧いただき、**自然環境に配慮した利用**を心がけましょう。

⑥真栄田岬利用ルールについて

別掲の『真栄田岬 周辺活性化施設 利用ルール』の遵守をお願いします。

※ルールを遵守いただけていない状況等を発見した場合は、スタッフから注意等のお声掛けをさせていただきます。

問い合わせ先

(株) JTB沖縄 担当：眞栄城、神田
TEL：098-860-7704
MAIL：sp-grp1@okw.jtb.jp

Green Finsパネルの掲出

海洋環境に優しい利用について
(GreenFinsに沿った利用)



サンゴの上に立たない



手袋を着用しない



魚突き、スピアフィッシング禁止



海洋生物は生きているものも死んでいるものも収集しない



シュノーケリングをする際には救命胴衣(ライフジャケット)等を着用する



海底の砂や沈殿物を巻き上げない



魚の餌付けをしない



フカヒレ漁をサポートしない



サンゴ礁に紐を下ろさない



ブイを使用する



海洋生物を追いかけたり触れたりしない



海にゴミを捨てない



海洋生物を使ったおみやげを買わない



ブイを使用する



環境保全の取り組みに参加する



www.greenfins.net

@GreenFins @Green_Fins

2. モデル地域における実証 ①持続可能なマリンレジャー等の実施ルール普及方法

【事前準備】 周知用パネルの掲出場所について（真栄田岬管理施設）

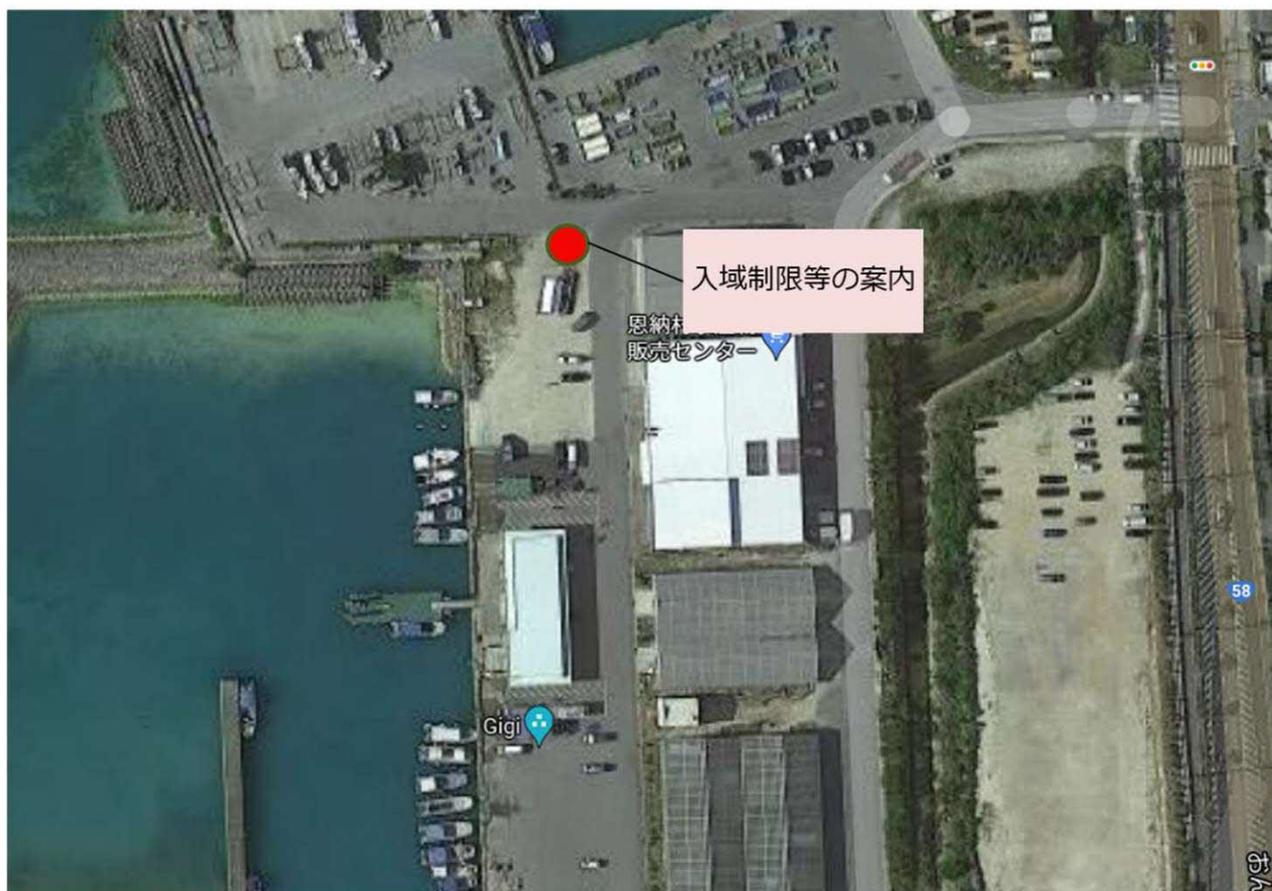


【事前準備】 掲出場所とスタッフの配置について（真栄田漁港）



2. モデル地域における実証 ①持続可能なマリンレジャー等の実施ルール普及方法

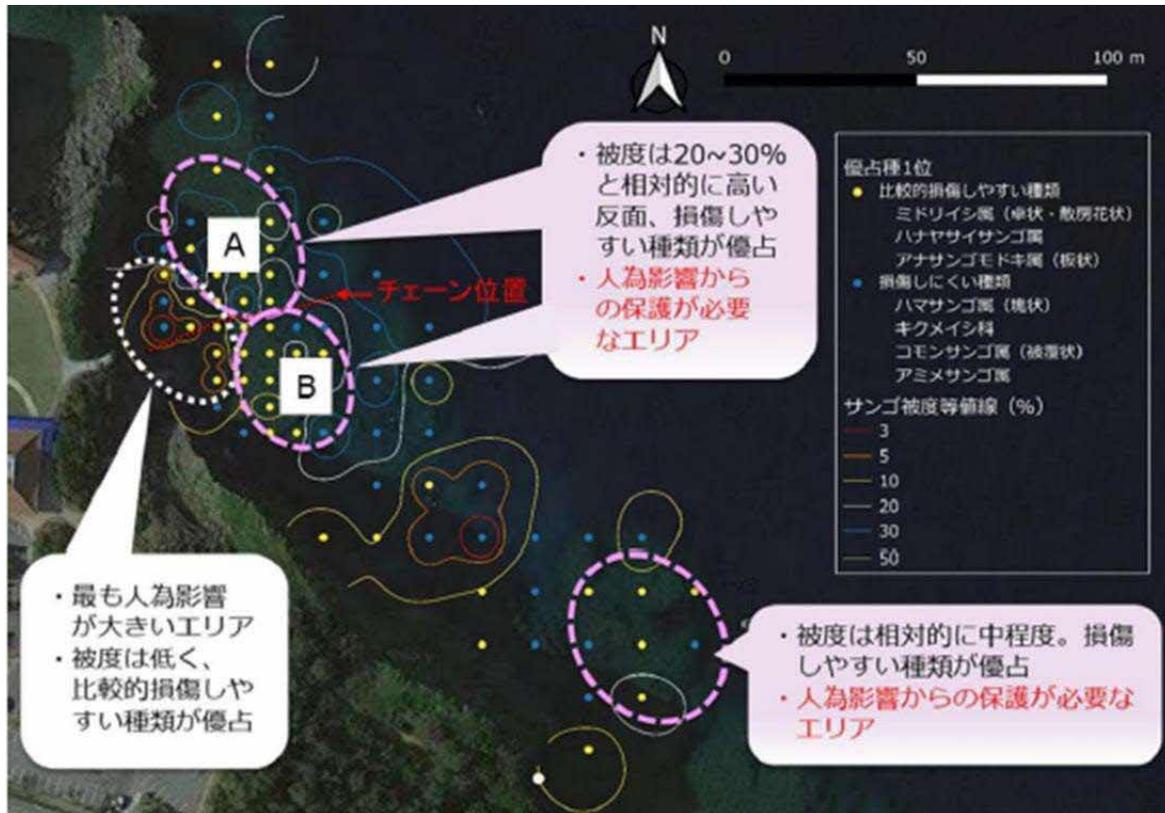
【事前準備】 掲出場所とスタッフの配置について（前兼久漁港）



2. モデル地域における実証 ②入域制限（エリア、時間、人数等）の施行的実施

①環境負荷軽減及び安全性確保に向けた入域制限（エリア）

- 人為影響からの保護が必要なAゾーンを入域制限エリアとして設定する。また、サンゴの人的影響についてBゾーンと比較検証を行う。



- 階段に入るゲート前にて、スタッフを配置し実証事業の周知と併せて入域制限（エリア等）の案内を行うとともに協力を呼び掛ける。

スタッフ配置図



- 対応者：JTB沖縄スタッフもしくは管理事務所スタッフ
- 対応時間：午前9時～17時
- 対応場所：管理施設階段前、各漁港（1名づつ）
※赤旗が上がった際は、常駐を解除

【スタッフの対応事項】

- 利用者に対して、制限を掛けているエリアのご案内と併せて、利用時間100分であることを周知。
- 同時利用者数の上限200名に達している場合には、利用者に対して待機の依頼を行う。
- 届出の提出有無と事前教育の受講確認。
- 陸域からのエントリー数のカウント

【腕章の着用】

- トラブルを避けるため、関係スタッフであることが分かるよう腕章を着用する。

【トラブルが起きた場合】

- JTB沖縄事務局に報告
- 実証事業を行っている旨をご理解いただけるよう説明を行う。
- それでも対応いただけない場合は事業者名をお聞きし、お通しする。

2. モデル地域における実証 ②入域制限（エリア、時間、人数等）の施行的実施

①環境負荷軽減及び安全性確保に向けた入域制限（時間）

- 海域における利用時間を **1人（1隻）あたり100分**と設定し、真栄田岬海域や駐車場等の混雑改善を図るとともに、今後の適正な海域管理の一つの指標として利用時間の実態把握に努める。

【上限の算出について】

真栄田岬で営業しているダイビングショップへのヒアリングをもとに恩納村ダイビング協会への確認を経て上限数を設定した。

【計測方法】

事務局又は管理事務所スタッフによる目視観測にて実施する。

- 船舶の場合
真栄田岬展望台（ハイアングル）から係留時間を計測
※ブイに係留した時間から計測し、1隻あたりの平均係留時間を算出
- 一般利用の場合
真栄田岬駐車場の車両駐車時間を計測
※真栄田岬施設に駐車した時間から平均利用時間を算出



上) 真栄田岬ハイアングル視点
下) 真栄田岬駐車場



- 対応者：JTB沖縄スタッフもしくは管理事務所スタッフ（1名）
- 対応時間：午前9時～17時
※赤旗が上がった際でも時間の計測を実施予定

【スタッフの対応事項】

- 利用者に対して、制限を掛けているエリアのご案内と併せて、**利用時間100分**である旨を周知。協力の呼びかけを行う。
- 車両および船の係留時間を計測する。

【駐車時間の計測】

- ランダムにピックアップした車両の駐車時間を計測。
- 事業者用車両と一般利用者の車両を分けて計測。

【船の係留時間の計測】

- 展望台から船の係留時間を計測。ブイに係留した時間から計測。

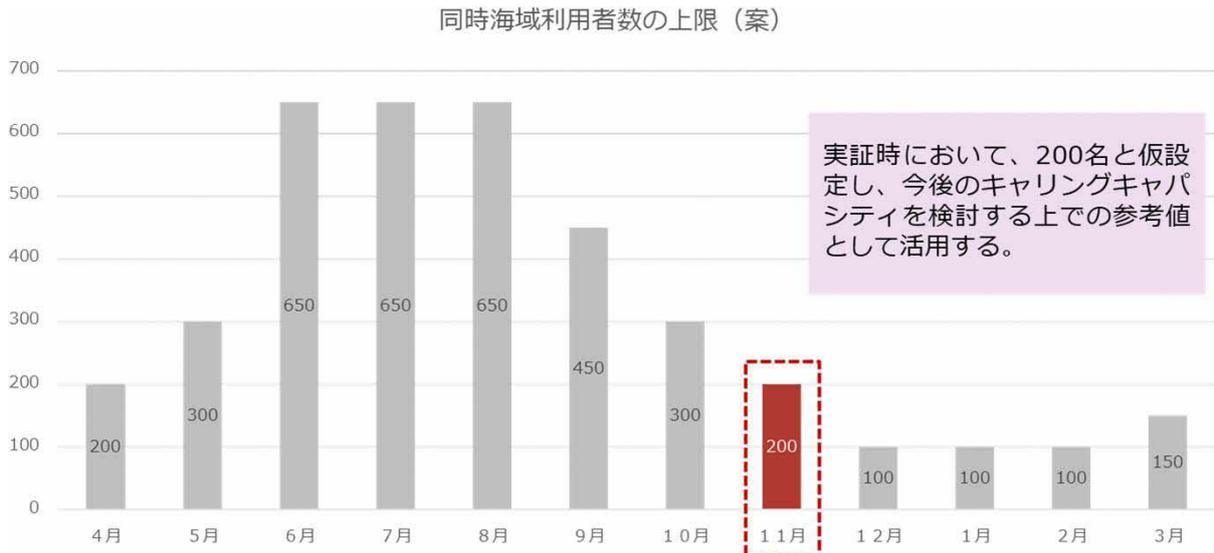
2. モデル地域における実証 ②入域制限（エリア、時間、人数等）の施行的実施

①環境負荷軽減及び安全性確保に向けた入域制限（人数）

- 真栄田岬海域の**同時海域利用者数を200名**に設定し、サンゴ踏圧等の自然環境への負荷低減や利用人数の増加による事故の未然防止、利用者の満足度向上を目的に人数制限を行う。
- 将来的にはシーズンに沿った同時海域利用者数（環境容量）の設置を検討する。
- 観測方法として、事業者の利用時における届出にて数の把握を行う。

【上限の算出について】

過去の真栄田岬利用者（推計値）実績をもとに、恩納村ダイビング協会へのヒアリング並びに確認を経て上限数を設定した。



①環境負荷軽減及び安全性確保に向けた入域制限（人数）

- 真栄田岬海域の同時海域利用者数を200名に設定し、全ての利用者に遵守を呼び掛ける。また、設定した数に達する場合は、事務局から利用時間の変更の協力を呼び掛ける。

スタッフ配置図



- 対応者：JTB沖縄スタッフもしくは管理事務所スタッフ（1名）
- 対応時間：午前9時～17時
- 対応場所：管理施設階段前、各漁港（1名ずつ）

【スタッフの対応事項】

- 利用者に対し、同時利用者数上限200名であることを周知する。
- 同時入域者数が200名を越えそうな場合、事前に届出を提出頂いている事業者や一般利用者に対して入域時間を変更するよう協力を呼び掛ける。
- 港に駐在しているスタッフと利用状況を確認しながら、待機依頼などを行う。

【届出での利用時間と人数の把握】

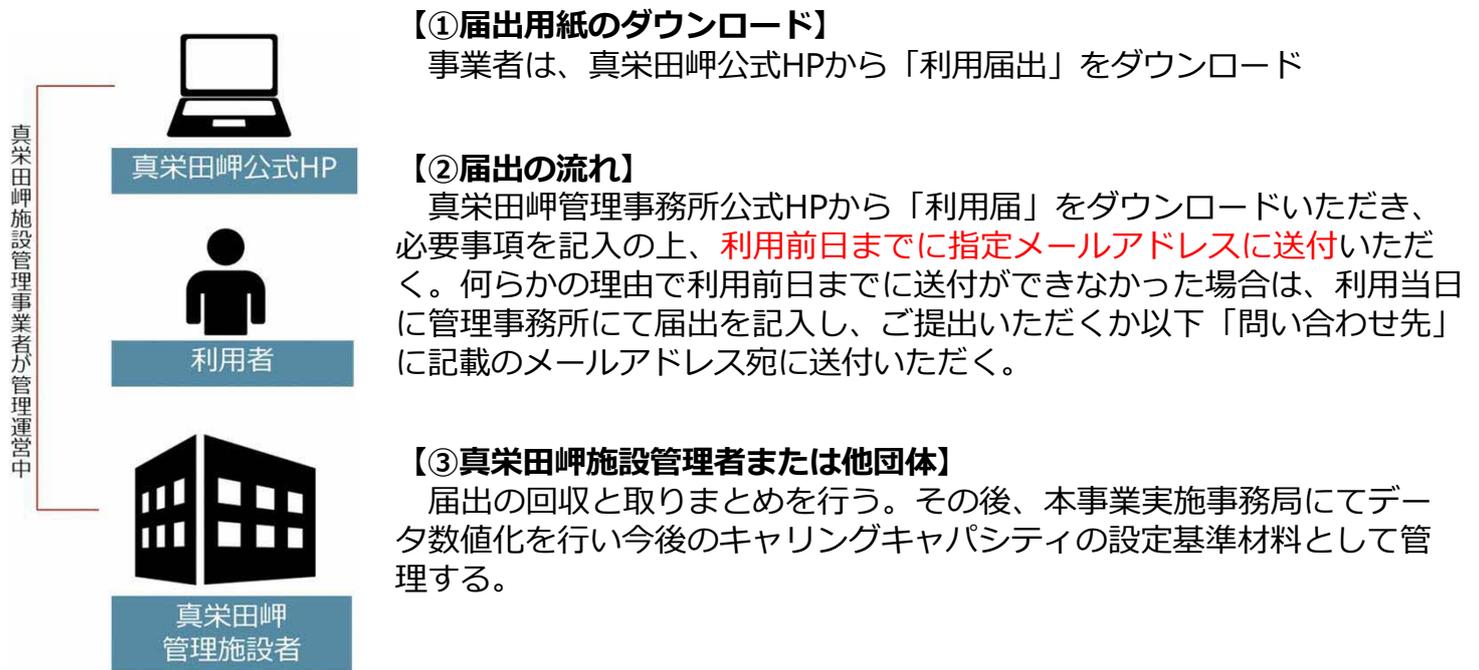
- 届出により事前に利用時間と人数を把握し、前日もしくは当日に事務局から協力要請を行うことを想定。

【トラブルが起きた場合】

- JTB沖縄事務局に報告
- 実証事業を行っている旨をご理解いただけるよう説明を行う。
- それでも対応いただけない場合は事業者名をお聞きし、お通しする。

2. モデル地域における実証 ②入域制限（エリア、時間、人数等）の施行的実施

- 真栄田岬施設管理者と連携の上、事業者及び一般利用者への協力要請（現場での声掛けなど）を行う。



●届出制の実施（②モデル地域における実証）

- 真栄田岬（青の洞窟）を利用する方に「届出」を提出いただき、利用者の事業実施把握を行うとともに、今後のキャリングキャパシティを検討する際の基準としても位置付ける。



届出行為の目的

1. 利用者実態の把握（人数、時間帯、利用方法など）
2. 適切な海域利用への宣誓
3. 事故や傷病に備えた身元の把握
4. 沖縄県水上安全条例との突合
5. 届出時の環境・安全確保に関する事前教育の実施

届出の項目

- 利用する日付
- 事業者名（一般利用者は氏名）
- 連絡先（店舗の住所）
- 利用人数（ガイド含む）
- 利用方法（スノーケルorダイビング）
- 駐車場利用有無

2. モデル地域における実証 ②入域制限（エリア、時間、人数等）の施行的実施

②届出制による利用者登録（対象：一般利用者、事業者）

- 届出により利用する事業者の把握を行い、沖縄県が取り組む水上安全条例との突合を行う。
- 水上安全条例に登録を行っていない事業者がいた場合、OMSBへ報告を行い対処いただく。

スノーケリング 届出事業所一覧

No.	事業所名(店舗名)	事業所(店舗)の所在地	届出者(法人名)
1	セブンスーズ	宮古島市平良下里563番地1 ディープブルーICHIBA302	柳川 淳
2	水陸	本部町字瀬原164番地	櫻井 肇
3	Marlin マーリン	宮古島市平良819番地201階	仲原 光司
4	シーラバース沖縄	恩納町字前原久152番地1	シーラバース株式会社
5	マリンショップTWINS	読谷町字長浜116番地2	日置 謙也
6	宮古ばちツアーズ	宮古島市下地字喜手原335番地1	永瀬 一八
7	株式会社Lai	恩納町字前原久73番地 3階	株式会社Lai
8	アイランドエキスパート久米島	久米島町字真袋里411番地 リゾートホテル久米アイランド	株式会社 アイランドエキスパート
9	イーフスボーツクラブ	久米島町字比嘉160番地の41 フロアレス101	株式会社 アクアチーム
10	Born bo'n	本部町字渡久地284番地19	木村 公人
11	ストリートマリクラブ	石垣市浜崎町2丁目1番19号	前新 正貴
12	シーフレンド	読高敷村阿波瀬155番地	有限会社シーフレンド
13	Diving House Olu Olu	那覇市環3丁目11番8号	永見 明久
14	LOKAHE	久米島町字比嘉160番地の63	長瀬 寛明
15	ENTER	読聞味町字読聞味31番地4	高木 雅宏
16	Sea Traveler	那覇市東町20番71BCビル206	沖縄コミュニケーションサービス株式会社
17	GRATS SUP	宮古島市平良字中津原879番地 ハーモニコート1C	株式会社WORLD QUALITY
18	アイランドエキスパート宮古島	宮古島市平良下里556番地53	株式会社アイランドエキスパート
19	ダイブバグバ	石垣市字登野城210番地10	古武 孝文
20	ダイビングサービスヒートハートクラブ	石垣市字登野城88番地6	広瀬 謙夫

- 対応者：JTB沖縄スタッフもしくは管理事務所スタッフ
※営業終了後に届出の確認と併せて水上安全条例と突合【スタッフの対応事項】

- 利用する際に提出いただいた届出（事業者名）と水上安全条例の突合を適宜実施。
- 水上安全条例の登録を行っていない事業者がいた場合、OMSBへ報告し対処いただく。

【事業者へのリストバンドの発行】

一度でも利用届を提出いただいた事業者（水上安全条例対応済）に対して、シリコンリストバンドを配布。

- 海を利用する際、ガイドは着用いただき毎回スタッフにお見せいただくことを想定。
- 身に付けていないガイドに対して、事業者名を確認し水上安全条例への登録有無を確認。

【事業者名の把握】

日々提出いただく利用届の確認用ではなく、水上安全条例への登録確認のため事業者名を把握することが目的



【事前準備】利用者登録の届け出

- 真栄田岬利用者に提出いただく届出は以下の通り。
- 真栄田岬管理事務所の公式HPへの掲載を依頼。

真栄田岬 利用届			
			届出日： 年 月 日
届出事項			
1. ご利用事業者名 (一般の方は氏名)			
2. ご利用日付	年	月	日
利用予定時間帯・人数・内容	____時____分 ~ ____時____分	<input type="checkbox"/> ダイビング ____名 <input type="checkbox"/> スノーケル ____名 <input type="checkbox"/> その他() ____名	
利用予定時間帯・人数・内容	____時____分 ~ ____時____分	<input type="checkbox"/> ダイビング ____名 <input type="checkbox"/> スノーケル ____名 <input type="checkbox"/> その他() ____名	
利用予定時間帯・人数・内容	____時____分 ~ ____時____分	<input type="checkbox"/> ダイビング ____名 <input type="checkbox"/> スノーケル ____名 <input type="checkbox"/> その他() ____名	
利用予定時間帯・人数・内容	____時____分 ~ ____時____分	<input type="checkbox"/> ダイビング ____名 <input type="checkbox"/> スノーケル ____名 <input type="checkbox"/> その他() ____名	
利用予定時間帯・人数・内容	____時____分 ~ ____時____分	<input type="checkbox"/> ダイビング ____名 <input type="checkbox"/> スノーケル ____名 <input type="checkbox"/> その他() ____名	
3. 駐車場の利用有無	有 ・ 無		
4. 緊急連絡先	電話番号：	メールアドレス	
5. 真栄田岬の利用に関する宣誓	<input type="checkbox"/> 私は真栄田岬の利用に際し、ルールを遵守し自然環境に配慮します。		
提出先 問い合わせ先	sp-grp1@okw.jtb.jp (メール) または 真栄田岬管理事務所 お問い合わせ先： 株式会社JTB沖縄交流営業部 電話： 098-860-7704 (真栄城・神田)		

2. モデル地域における実証 ④実証実験の取りまとめ

モデル地域での実証を1か月間実施した。

●実証後に見えてきた課題は以下の通り。

- 陸域および海域で起きている事象について、何が問題なのかを明確化し、その問題の本質について理解を深め共通認識を持つことが求められる。

	エリア	内容	結果	問題の本質
1	陸域	交通渋滞が発生している	・観光客のストレスの蓄積 ・村民との交通事故の懸念	・集合型店舗の増加 ・駐車スペースが少ない
2	陸域	周辺の路上駐車が散見される	・緊急車両や農業専用車の通行の妨げ	・集合型店舗の増加 ・駐車スペースが少ない
3	陸域・ 海域	ごみのポイ捨てなどの問題が多い	・生態系への悪影響が生じ、漁業活動の低下にもつながる可能性がある	・環境教育の不足 ・ごみ箱の少なさ
4	陸域	駐車場での営業行為が多発している	・集合型店舗の増加につながり、低価格競争が起きている	・駐車場料金の安さ ・事業者の無知
5	陸域	各漁港が集合場所となっている	・漁港内の作業車両と観光客のすれ違いによる安全性への懸念	・漁港内の明確な利用方法がない ・ゾーニングなし
6	海域	海の利用方法など、マナーを守らない観光客や事業者が増えている	・生態系への悪影響の懸念と利用者の満足度（質）の低下が懸念される	・利用に関するルールがない ・認知されていないこと
7	海域	水難事故が他地域に比べ比較的多い	・真栄田岬のブランド力の低下につながる恐れ	一般観光客や事業者の安全な利用法の周知不足
8	海域	サンゴの踏圧が散見される	・魚の住処が奪われ、海域の魅力低下につながる可能性がある	一般観光客や事業者の環境教育の周知不足

2. モデル地域における実証 ④実証実験の取りまとめ

海域利用に関する課題	1 青の洞窟前の混雑	<ul style="list-style-type: none"> ●各港から一斉に出航するため、青の洞窟前に混雑している様子が確認できた。15分単位などをずらした出航などを検討することで、洞窟前の混雑を避け、ロストの未然防止やサンゴ踏圧等を抑制する必要がある。
	ジェットスキーの利用者	<ul style="list-style-type: none"> ●スノーケル利用者がいる状態で、ジェットスキーが青の洞窟の近くまで侵入しており危険な状況があった。船主から寄せられた意見の中には、ジェットスキーを案内している反グレの時業者がいるとのこと。事業者の実態が把握できていないことから、身元特定を行う必要がある。
	船主判断による催行基準	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、催行中止に関する基準があるもの（波浪警報）、利用催行基準がなく船主の判断によって利用有無を決めている。実証期間中に荒れている状態でも訪れている船があり、大きく波に揺られている状態が確認できた。波の高さと風向きなどを参考に利用基準を検討することも考えられる。
真栄田岬公園における ルールのガバナンス	2 駐車場の問題	<ul style="list-style-type: none"> ●ピーク時には1ショップあたり3～5台ほど駐車しており、施設営業時間いっぱいまで駐車している。 ●ショップへのヒアリングでは、お客様との現地集合も含めて駐車料金を多く支払っており、真栄田区に貢献しているという認識できていることが分かった。 ●大型バスの駐車スペースにショップが駐車しているケースが散見される。 ●現地集合型ショップの中には所在地を真栄田岬公園にしているショップがある。
	ごみの問題	<ul style="list-style-type: none"> ●タバコの吸い殻が駐車場に捨てられており、毎朝公園管理スタッフが清掃している。 ●一般利用者がスノーケルセットを捨てる。
	営業行為	<ul style="list-style-type: none"> ●現金収受している現場を多く確認した。間と領収書を発行していないショップもあることが分かった。 ●占有行為は毎日確認され、利用ルールの提示など注意喚起をしても効果がなかった。
	迷惑行為	<ul style="list-style-type: none"> ●駐車場でキャストボードで遊んでいる方（事業者）があり、車両の操行の妨げとなっていた。
港からのエントリーに関する 管理	3 営業車の常駐	<ul style="list-style-type: none"> ●過去に港の目的外使用として行政からは正勧告を受けたショップがあり、現在も棧橋付近に営業車を停めている。
	4 利用届の未提出	<ul style="list-style-type: none"> ●利用人数やショップ名の報告が伴う利用届への強い反発があった。スタッフからの報告には、税務署関連の調査なのか確認があったとの事。 ●他ポイントへの出航と偽って利用届を提出しないショップが後半になるにつれて多くなっていった。
	環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●お叱りを頂いた漁師からは、「サンゴは漁師にとって邪魔者」といった趣旨の発言があった。
ショップのモラル	5 水上安全条例の未届け	<ul style="list-style-type: none"> ●実証実験で登録（利用届を提出）したショップで、県水上安全条例（潜水業）の登録が確認できなかったショップが3ショップあった。 ●実証実験で登録（利用届を提出）したショップで、県水上安全条例（スノーケル）の登録が確認できなかったショップが31ショップあった。 ●その他、実証実験で登録（利用届未提出）していないショップが、52ショップあった。これは、単に真栄田岬を利用していないショップもあると推測できるが、提出に協力いただけなかったショップが大多数だと考えられる。
	利用届の未提出	<ul style="list-style-type: none"> ●実証実験で利用登録に協力いただけなかったショップが半数以上いた。いくつかのショップからは、「税務署へ報告するのか」、「強制でないなら協力する必要もない」といった発言があり、その周辺のショップや漁師に対して号令をかけていた。 ●特に案内人数とショップ名を確認されることに強い嫌悪感を示しており、スタッフを恫喝する事例が4件ほどあった。
	6 サンゴ負荷への意識の低さ	<ul style="list-style-type: none"> ●GreenFinsに記載されている餌付けについて、環境に良くないことを承知でありながら、「お客様が減る」ことを懸念しサービスしているショップが5ショップ程確認できた。 ●GreenFinsに記載されている手袋の禁止について、その重要性について把握しておらず、さらにはお客様がケガしたときの補償は恩納村がしてくれるのか。といった趣旨の発言があった。
安全管理 (雇われインストラクター)	<ul style="list-style-type: none"> ●ショップによって、有資格者を日雇いで案内しているショップがある。また、所属ショップのオーナーを通さず、スタッフ本人の意思により労力の貸し借りが行われていることも常態化しているとの事。仮に事故が起きた際には、所属先に登録しているショップの責任となる可能性がある。 ●軽石が大量に漂着している最中、青の洞窟にスノーケルを案内しているショップが3ショップあった。軽石を吸い込む等の事故につながりかねない。 	

2. モデル地域における実証 ④実証実験の取りまとめ

②駐車場の問題（実証実験で見えてきた課題）

- ・ 真栄田岬公園における禁止事項の徹底的な周知と併せてルール of 適正化と実効性が求められる。



【露店営業及び行為】

- ・ 駐車場の占有行為に加え、キャスターボード（スケートボード）で遊んでいる事業者がいる。車両通行の妨げとなっている他、通行人の進路妨害なども確認した。

【ショップ駐車スペース：黄色枠】

- ・ 朝7時に当該スペースにショップが駐車しており、駐車場閉門時間の17時30分まで駐車している。
- ・ 駐車料金は最大1,000円程で、夏場の繁忙期は1ショップ3～5台を停めているとのこと。

【ショップの所在地登録：赤枠】

- ・ あるショップが、Google Mapに地点登録している。
- ・ 利用届を提出しているショップの中には、HP上で真栄田岬を集合場所としているショップも多い。
- ・ そのため、管理事務所窓口にて予約受付に来られる方が多数いる。
- ・ 管理事務所より再委託を受けた事業者がボンのレンタルを行っている。

- ・ 真栄田岬駐車場の利用方法に関する適正化に向けて、周知方法や運用体制なども含めて以下で整理。

駐車場の適正化に向けた全体ルール

禁止事項

- ・ ごみのポイ捨て
- ・ 駐車場の占有行為
- ・ 駐車場でビーチチェアなどを活用した休憩などの行為等

事業者の利用ルール

- ・ 駐車場での営業行為
- ・ 1ショップあたりの駐車台数
- ・ 駐車スペースの場所
- ・ そのほか迷惑行為 等



【営業行為に対する考え方】

地域部会にて、現地集合型ショップに対する「営業利用料」などの徴収について言及があった。それに伴い、現地集合型ショップとされる基準の明確化などを検討する必要がある。

実効性の確保（プロセス）

【ルールの検討について】

関係者を交えた地域部会にて駐車場利用ルールの適正化に向けて議論を行う必要がある。

【実効性の確保について】

現状の利用実態に即したルールに対して、「周知方法」ならびに「管理運用体制」について検討を行う必要がある。

2. モデル地域における実証 ④実証実験の取りまとめ

③港の管理について（実証実験で見えてきた課題）

- ・ 真栄田岬の海域の高付加価値化に向けて、真栄田漁港並びに前兼久漁港の管理（≠規制）が重要な検討事項となる。
- ・ 特に、両漁港からの利用届の回収方法等については実施体制と制度のガバナンス強化に取り組み必要がある。
- ・ また、前兼久漁港においては、過去にあるショップが港に車両を常駐させており、行政と漁業組合から目的外使用の是正勧告がなされたことや、船主間やショップ間での衝突が起きていたこと等を鑑みると港の既存ルールの周知徹底と併せて利用方法の許容範囲などを関係者間で協議していく事が重要となる。



赤枠の箇所は、前兼久漁港の乗船ポイントとなる。それぞれ乗船ポイント（船）でグループが形成されており、ポイントによっては大きな問題がなく運営されている。

ショップ関係者へのヒアリングによると、左岸の乗船ポイント（1か所）が秩序が保たれていない可能性がある。実際にそこを利用しているショップからは一切の協力が得られず、実証実験に対する強い反発があった。

乗船ポイント付近に日陰がないことから、誰もが利用できる屋根を複数ポイントに設置する案も出ている。

それに伴い、今後の管理強化と合わせて、適正な利用ルールを整備しておく事でショップ間や船主間のトラブルを避ける対策が必要だと思われる。



2. モデル地域における実証 ④実証実験の取りまとめ

④利用届の未提出（実証実験で見てきた課題）

- 提出にあたり人数の虚偽申告を5件ほど確認ができ、届け出た人数よりも若干名ほど多く案内していた。
- また、スタッフの声掛けに対し、他ポイントへ行くと申告し利用届を提出しないショップ（船）が、真栄田岬に来ている事案も多くあった。
- 41ショップが利用届を提出していたが、真栄田岬を普段利用しているショップの半数以下となった。現時点で把握している分では52ショップから提出がされていない。上記事案に対する対応（是正）および利用届の管理体制等について、今後の真栄田岬のキャリングキャパシティを検討する上で重要事項となる。

届出日	利用日	ショップ名 (利用数)	利用開始時間	利用終了時間	人数	アクティビティ	人数	アクティビティ
11月2日	11月9日		11:00	12:40	2	スノーケル		
11月7日	11月8日		9:15	10:00	4	スノーケル		
11月7日	11月8日		9:00	10:00	6	ダイビング		
11月7日	11月8日		10:30	11:30	16	ダイビング		
11月7日	11月8日		14:00	15:00	3	ダイビング		
11月7日	11月8日		15:30	16:30	3	ダイビング		
11月7日	11月8日		8:00	9:00	6	ダイビング		
11月7日	11月8日		10:00	11:00	6	ダイビング		
11月7日	11月8日		12:00	13:00	6	ダイビング		
11月7日	11月8日		14:00	15:00	3	ダイビング		
11月7日	11月8日		13:45	15:00	3	スノーケル		
11月7日	11月8日		11:00	13:00	15	スノーケル		
11月7日	11月8日		13:00	15:00	5	スノーケル		
11月7日	11月8日		15:00	17:00	10	スノーケル		
11月7日	11月8日		9:00	10:10	2	スノーケル		
11月7日	11月8日		10:30	11:30	3	スノーケル		
11月8日	11月8日		9:00	10:00	6	スノーケル		
11月8日	11月8日		11:30	12:30	8	スノーケル		
11月8日	11月8日		15:00	16:00	9	ダイビング		
11月8日	11月8日		14:00	16:00	2	スノーケル		
11月8日	11月9日		14:00	16:00	2	スノーケル		
11月8日	11月9日		9:00	10:30	6	ダイビング		
11月8日	11月9日		11:00	12:30	6	ダイビング		
11月8日	11月9日		9:00	10:00	3	ダイビング		
11月8日	11月9日		11:00	12:00	3	ダイビング		
11月8日	11月9日		15:00	16:00	1	ダイビング		
11月8日	11月9日		13:00	15:00	2	スノーケル		
11月8日	11月9日		15:00	17:00	2	ダイビング		
11月8日	11月9日		12:00	12:30	2	ダイビング		
11月8日	11月9日		10:00	11:30	1	ダイビング		
11月8日	11月9日		14:00	15:30	2	ダイビング		
11月8日	11月9日		10:00	11:30	2	スノーケル		
11月8日	11月9日		14:00	16:00				
11月8日	11月9日		10:00	15:00	5	ダイビング		
11月8日	11月9日		16:00	17:00	2	ダイビング		
11月8日	11月9日		8:00	9:00	3	ダイビング		
11月8日	11月9日		10:00	11:00	7	ダイビング		
11月8日	11月9日		14:00	15:00	6	ダイビング		
11月8日	11月9日		9:00	10:00	1	ダイビング		
11月8日	11月9日		11:00	12:00	3	ダイビング	2	スノーケル
11月8日	11月9日		14:00	15:00	2	ダイビング		
11月8日	11月9日		15:30	16:30	2	ダイビング	3	スノーケル
11月8日	11月9日		8:20	9:30	6	ダイビング		
11月8日	11月9日		10:20	11:30	3	スノーケル		
11月8日	11月9日		12:20	13:30	3	ダイビング		
11月9日	11月9日		12:00	13:30	3	ダイビング		

【提出概要】

- 提出ショップ数：41事業者
- 提出総数：400件
- 届出総人数：2,652名
（うち、ダイビングは314件、1,788名）
（うち、スノーケルは104件、864名）

※1届出で両アクティビティを申告しているショップがあるため、提出総数の400件と差が生じている。

【ショップからのポジティブなご意見（一部抜粋）】

- 真栄田岬の適正管理を行うためには必要な制度であると考えている。
- 伊豆大島ではダイビングを行い際には、届出を出す事が必須となっている。真栄田岬においても届出を義務化させることがいいのではないのか。
- 利用するショップの襟を正す取組だと思う。継続させた方が良い。

【ショップからのネガティブなご意見（一部抜粋）】

- お客様を案内する前に対応するのは面倒である。
- この人数を把握して何の意味があるのか。何がしたいのか分からない。
- 強制でないなら届出はしない。会社の経営に関する情報だから。

2. モデル地域における実証 ④実証実験の取りまとめ

⑥サンゴ負荷への意識の低さ（実証実験で見えてきた課題）

- 実証期間中にショップや船主（漁師）の方と意見交換を複数回行った。
- その中で恩納村が推進するGreen Finsへの言及があったものの、ポジティブな意見の他ネガティブな意見が多く上がった。
- 各ショップの反応から推察するに、まだ内容の理解・浸透はされていないため、村役場とともに継続して説明会などを行う必要がある。

【手袋に関する意見】

- 手袋をしてはいけない理由が分からない。
- 仮にお客様がサンゴに触れてしまってケガをしたら役場が責任を取ってくれるのか。
- お客様にケガの不安を与えかねず、お客様が他ショップに流れてしまう。

【餌付けに関する意見】

- 餌付けをしてはいけない理由が分からない。
- 餌付けはダメなことは知っているが、他ショップも行っているためサービスを継続している。
- 餌付けをやめると他ショップにお客様が流れてしまう。やるなら一齐に餌付けを禁止にするべきではないか。
- これを喜ぶお客様がいるので、なかなかやめられない。



Green finsの名称は把握しているものの、具体的な内容やその意図を理解しているショップが少ない。また、ダメだと分かっているにもかかわらずお客様が流れてしまうためやらざるを得ないという理由が最も多く聞かれた。ガイド内容や安全管理を確保するガイドのスキルが低い可能性もある。

2. モデル地域における実証 ④実証実験の取りまとめ

実証実験で行った内容と評価について

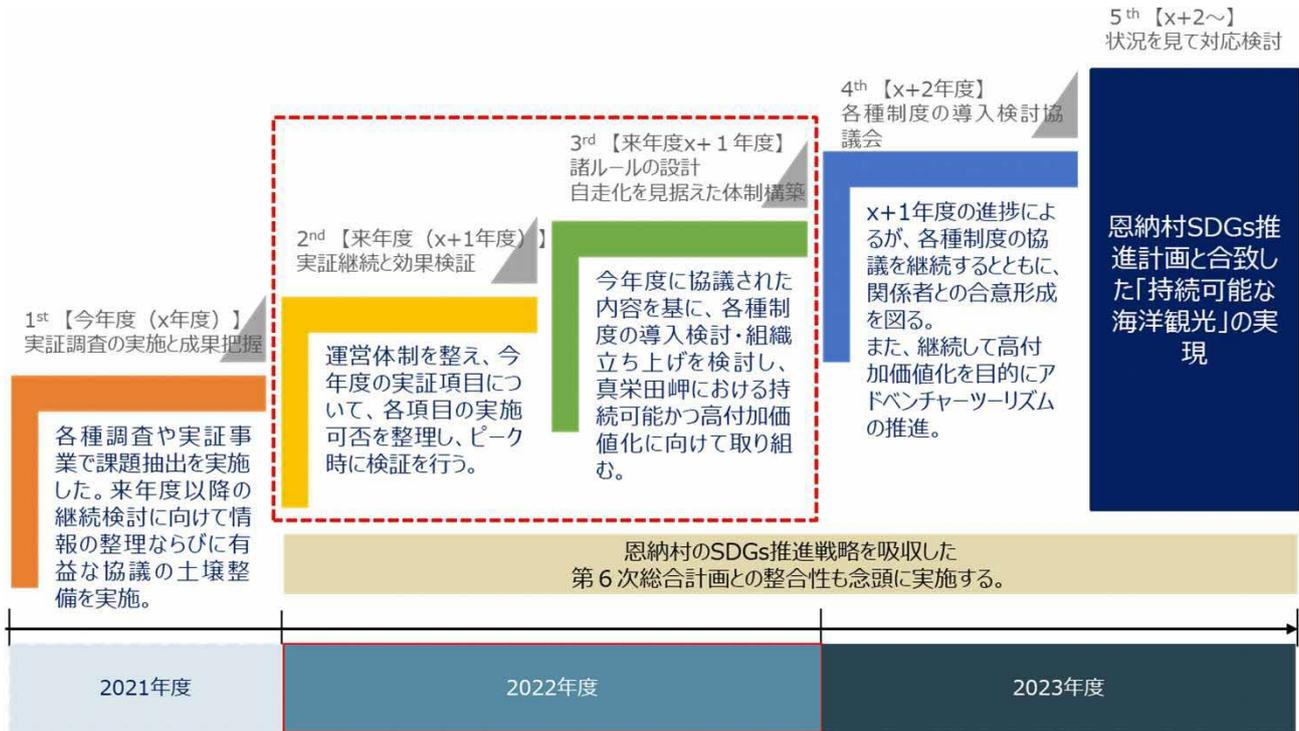
	内容	結果	事務局の所管
1	入域制限 (エリア)	<ul style="list-style-type: none"> サンプルは少ないものの、階段からエントリーした方のほとんどが遵守していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続してサンゴ保全に取り組むことが好ましいと考える。また、利用方法とのバランスを見ながらエリア拡大なども検討したい。
2	入域制限 (人数)	<ul style="list-style-type: none"> キャリングキャパシティとして設定した200名に達することはなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度も継続して調査をしていく必要があると考える 繁忙時の利用者数の調査を行う必要がある。
3	入域制限 (時間)	<ul style="list-style-type: none"> 全体の7割が100分以内の利用となっていたが、乗船が増えるにつれて係留時間などが長い傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 青の洞窟前の混雑を避けるためには継続した方が良いと考える。 その上で、港からの出航時間を30分単位でずらすなどの対応ができれば、より混雑を避けられる可能性がある。
4	利用届の提出	<ul style="list-style-type: none"> 把握しているショップの半数近くが提出し利用実態がある程度確認できたものの、実証期間が進むにつれて、虚偽等の事項が増えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して利用届を行った方が良いと考える。 ただし、管理体制の強化ならびに提出の義務化が必要となるため、その手法や制度についてガバナンス強化を図る必要がある。
5	環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 一般利用者にはサンゴの希少性を理解いただいたものの、ショップへの理解浸透までには至らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般利用者は真栄田岬施設を活用し継続する必要があるが、ショップへの教育についてはアプローチ方法を変えて行う必要がある。
6	安全教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ダイビング協会との連携体制が構築できた。階段から入域する方にはスノーケルの安全性について周知で来た。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般利用者への安全教育は継続する必要があるが、ショップへの教育については、それぞれで高め合う方が好ましいと考える。

3. アウトプット（入域制限等を恒常的に行っていくための仕組みづくりについて）

協議会や地域部会にて、事前調査や実証実験結果をもとに次年度以降の取り組みを協議し、入域制限等を恒常的に行っていくための仕組みづくりを行った。

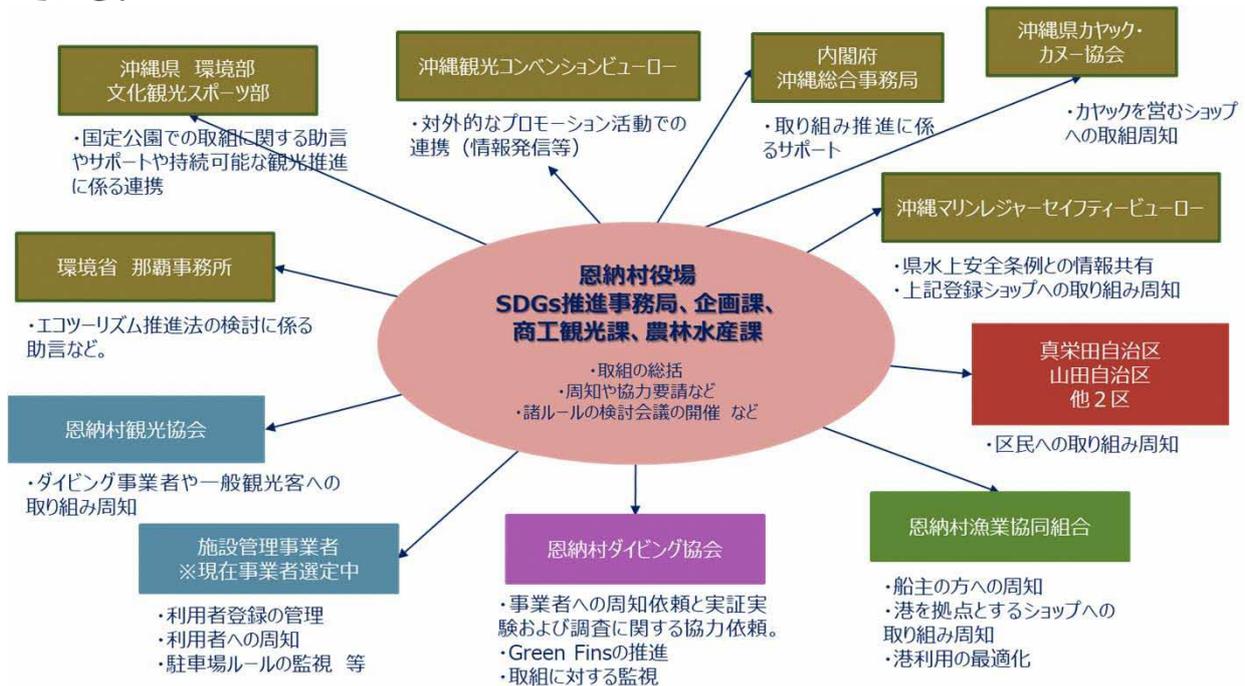
今後の推進イメージ（策定のプロセス）

- 実証や利用人数等の観測は継続して取り組むとともに、自走化が可能な運営体制の構築などに取り組む。



今後の推進イメージ（ステークホルダー）

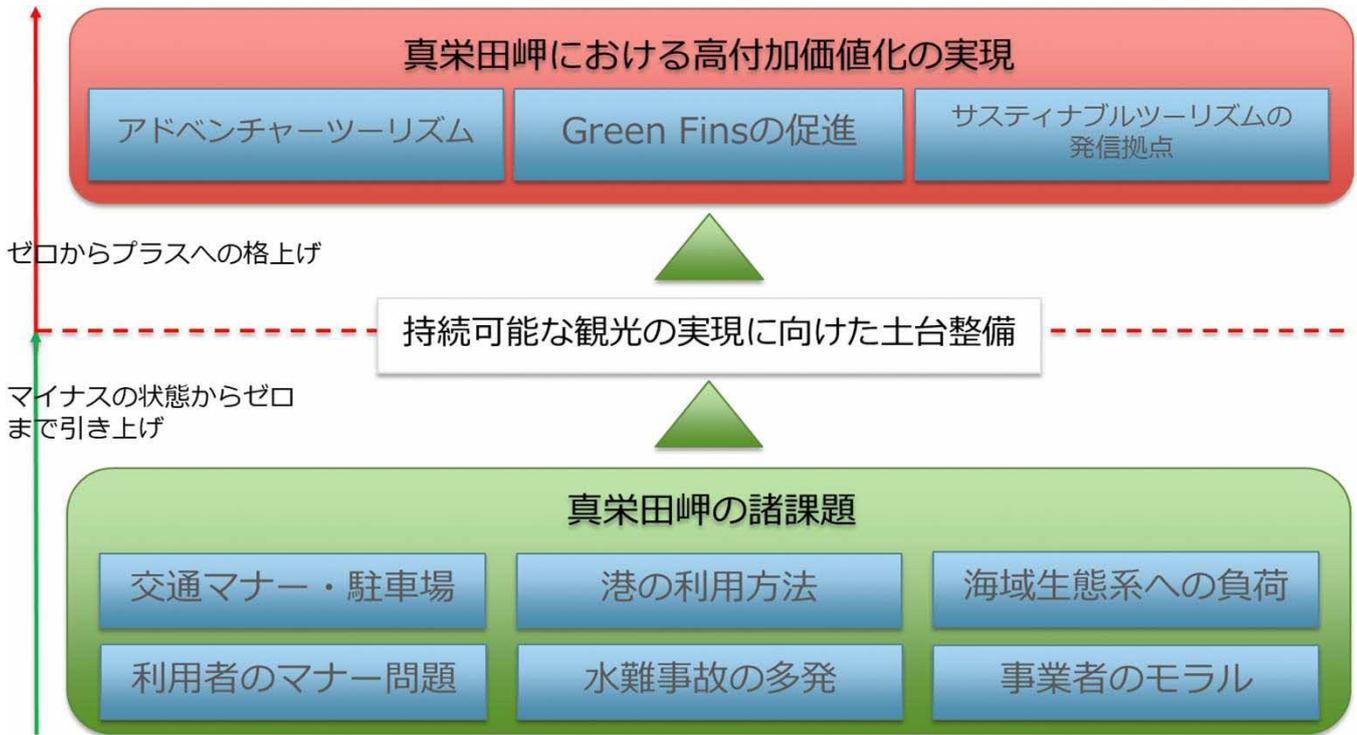
- 今後の推進構築については令和4年度も継続協議となるが、参画団体については以下の方向性となっている。



3. アウトプット（入域制限等を恒常的に行っていくための仕組みづくりについて）

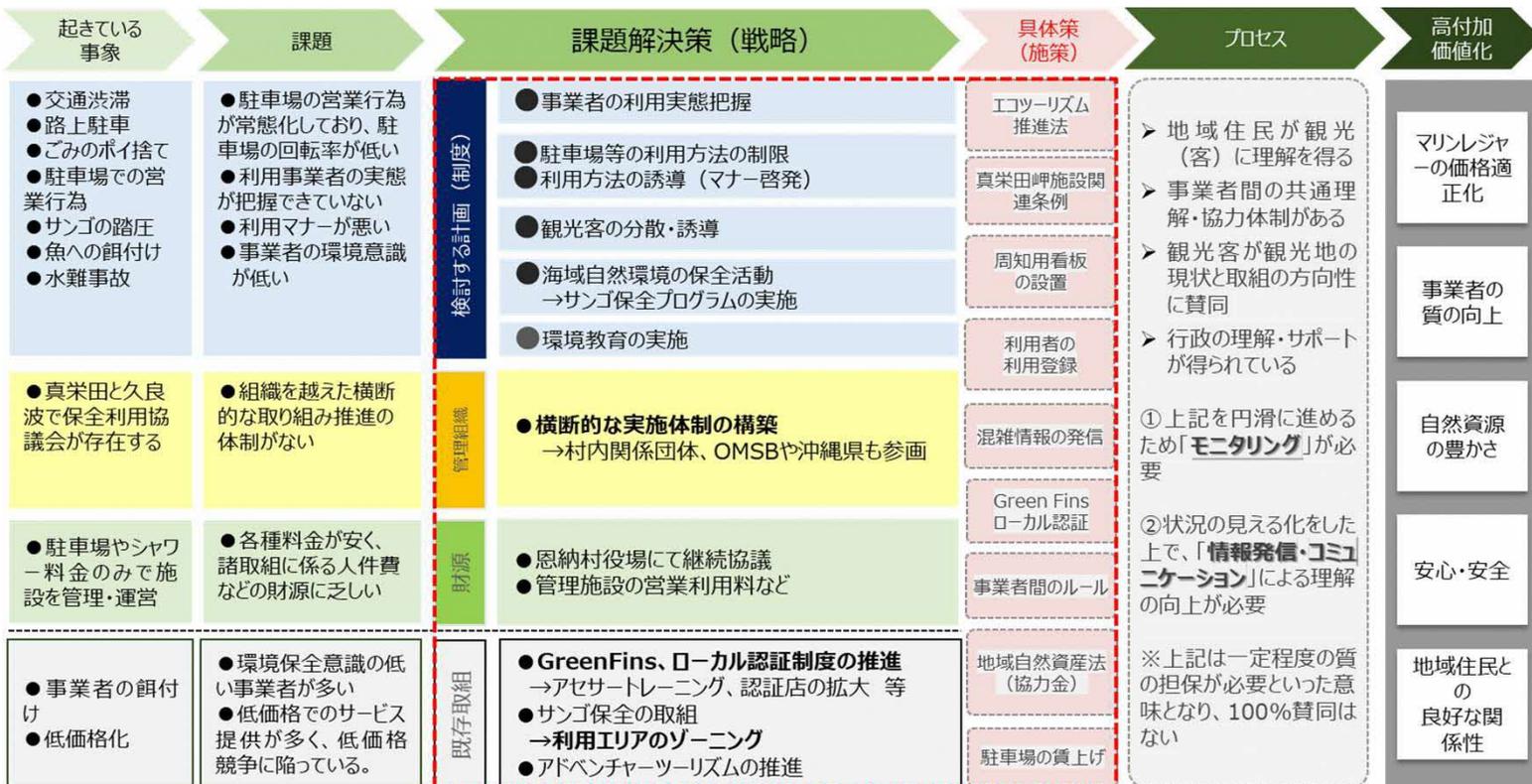
真栄田岬の高付加価値化に関するイメージ

- 現状の改善に加えて、高付加価値の取組もセットで取り組むことが求められる。



高付加価値化に向けた取組イメージ

- 複数の課題に対して、多角的に対策を講じる。



4. 協議会等の開催 ①協議会

①協議会の実施

- 観光地域づくり法人（DMO）や沖縄県、関係市町村や関係団体、専門家を構成員とした協議会を3回開催した。
- 有識者や地域関係者、関係団体を交えて計3回の協議会を開催した。

	議事次第	参加者
第1回 10月6日 Web開催	1. 開会のあいさつ 2. 協議員紹介 3. 協議会設置要綱の報告および協議員長の選出 4. 本事業の概要説明および議事 (1) 本事業概要説明 (2) 真栄田岬における課題認識 (3) 高付加価値化に向けた土台整備とその手法 および考え方について 4. その他質疑応答 5 . 閉会	1. 岩浅有記 大正大学 地域構想研究所 准教授 2. 内原靖夫 恩納村ダイビング協会 会長 3. 金城孝 沖縄観光コンベンションビューロー 誘客事業部長 4. 金城治樹 恩納村漁業協同組合 組合長 5. 黒木智仁 沖縄マリレジャーセーフティビューロー 事務局長 6. 中島泰 日本交通公社 環境計画室長 7. 仲地健次 沖縄県環境部自然保護課長 8. 名城一幸 恩納村観光協会 事務局長 9. 山川哲男 沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課長 10. 山田俊幸 恩納村商工観光課長
第2回 12月15日 Web開催	1. 開会のあいさつ 2. 協議振り返り（第一回協議会・第一回地域部会） 3. 実証実験の報告および議事 (1) 実証実験の実施報告 (2) 調査に関する報告 (3) 議事 ・実証で見た課題と取組検討について ・地域部会での取組方針並びに実証実験に関する評価について 4. その他質疑応答 5 . 閉会	1. 岩浅有記 大正大学 地域構想研究所 准教授 2. 内原靖夫 恩納村ダイビング協会 会長 3. 金城孝 沖縄観光コンベンションビューロー 誘客事業部長 4. 金城治樹 恩納村漁業協同組合 組合長 5. 砂川真也 沖縄マリレジャーセーフティビューロー 事務局長 6. 中島泰 日本交通公社 環境計画室長 7. 仲地健次 沖縄県環境部自然保護課長 8. 名城一幸 恩納村観光協会 事務局長 9. 山川哲男 沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課長
第3回 3月10日 Web開催	1. 開会のあいさつ 2. 協議振り返り（第二回協議会・第三回地域部会） 3. 議事 (1) 今年度事業報告 (2) 全体的な推進計画の検討について 4. 閉会	1. 岩浅有記 大正大学 地域構想研究所 准教授 2. 内原靖夫 恩納村ダイビング協会 会長 3. 金城孝 沖縄観光コンベンションビューロー 誘客事業部長 4. 金城治樹 恩納村漁業協同組合 組合長 5. 砂川真也 沖縄マリレジャーセーフティビューロー 事務局長 6. 中島泰 日本交通公社 環境計画室長 7. 名城一幸 恩納村観光協会 事務局長

4. 協議会等の開催 ②モデル地域部会

②地域部会の実施

●地域の関係者にご参集いただき、計3回の地域部会を開催した。

	議事次第	参加者
<p>第1回 11月4日 Web開催</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会のあいさつ 2. 本事業の概要説明及び協議会の議事報告 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 恩納村真栄田岬における理想姿について (2) 持続可能で高付加価値な海洋観光の実現に向けた方策について 4. その他質疑応答 5. 閉会 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安富祖正也 恩納村真栄田区長 (株) まえだ 2. 稲村雅司 恩納村ダイビング協会 理事 3. 内原靖夫 恩納村ダイビング協会 会長 4. 加蘭明宏 恩納村ホテルGM会 会長代理 5. 木戸泰成 恩納村ダイビング協会 理事 ※欠席 6. 金城治樹 恩納村漁業協同組合 組合長 7. 砂辺直人 恩納村商工観光課 係長 8. 名城一幸 恩納村観光協会 事務局長
<p>第2回 12月27日 恩納村コミュニティセンター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会のあいさつ 2. 協議振り返り (第二回協議会・第一回地域部会) 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実証実験で見た課題と今後の取組について (2) 実効性の確保に向けた体制整備について 4. その他質疑応答 5. 閉会 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安富祖正也 恩納村真栄田区長 (株) まえだ 2. 稲村雅司 恩納村ダイビング協会 理事 3. 内原靖夫 恩納村ダイビング協会 会長 4. 加蘭明宏 恩納村ホテルGM会 会長代理 5. 木戸泰成 恩納村ダイビング協会 理事 ※欠席 6. 金城治樹 恩納村漁業協同組合 組合長 7. 砂辺直人 恩納村商工観光課 係長 8. 名城一幸 恩納村観光協会 事務局長
<p>第3回 2月24日 恩納村コミュニティセンター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会のあいさつ 2. 協議振り返り (第二回地域部会) 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今後の取組方針について ・高付加価値化に向けた取組方針について ・管理運用体制・スケジュール案 4. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境負荷調査に関する報告 5. 閉会 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安富祖正也 恩納村真栄田区長 (株) まえだ 2. 稲村雅司 恩納村ダイビング協会 理事 3. 内原靖夫 恩納村ダイビング協会 会長 4. 加蘭明宏 恩納村ホテルGM会 会長代理 5. 木戸泰成 恩納村ダイビング協会 理事 ※欠席 6. 金城治樹 恩納村漁業協同組合 組合長 7. 砂辺直人 恩納村商工観光課 係長 8. 名城一幸 恩納村観光協会 事務局長